

官民競争入札等監理委員会
第 11 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 11 回官民競争入札等監理委員会

議事次第

日 時：平成 18 年 10 月 3 日（火） 9:45～12:15

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1．開 会

2．議 題

（ 1 ）各省ヒアリング

- ・警察庁
- ・環境省
- ・内閣府
- ・厚生労働省（職業安定局、労働基準局）
- ・厚生労働省（雇用均等・児童家庭局）

（ 2 ）その他

3．閉 会

< 出席者 >

(委員)

落合委員長、斉藤委員長代理、逢見委員、小幡委員、檜谷委員、本田委員、小林委員、森委員、吉野委員

(警察庁)

太田誠 交通局交通規制課長

(環境省)

藤倉まなみ 大臣官房総務課環境情報室長、粥川隆之 自然環境局総務課自然ふれあい推進室利用指導専門官、清武正孝 地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室主査

(内閣府)

幸田徳之 大臣官房政府広報室総括担当参事官、上村秀紀 企画調整担当参事官補佐

(厚生労働省)

生田正之 職業安定局総務課長、山田雅彦 公共職業安定所運営企画室長、清川啓三 労働基準局労働保険徴収課長、小林惇 労働保険徴収課課長補佐、勝田智明 労働基準局労災補償部労災管理課長

(厚生労働省)

安藤よし子 雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課長

(事務局)

河内閣審議官、福下官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、野島参事官、徳山企画官、堀内企画官

落合委員長 定刻となりましたので、第 11 回「官民競争入札等監理委員会」を開始したいと思います。

本日は、田島委員、寺田委員、増田委員が御都合のため欠席です。

先週に引き続きまして、関係省庁からのヒアリングを実施するというので、今回は警察庁、環境省、内閣府、厚生労働省からヒアリングを行うことになっております。

まず、警察庁からであります。警察庁からは「車庫証明申請受付業務について」お伺いをしたいと思います。警察庁交通局太田交通規制課長、よろしくお願ひいたします。

ただ、時間も限られておりましたので、これが公共サービス改革法の対象のものになるかどうか、その辺りに焦点を当ててお願ひいたします。

太田交通規制課長 警察庁交通局交通規制課長の太田と申します。よろしくお願ひをいたします。

お手元に資料 1 として「車庫証明申請受付業務について」ということで、全体で 4 ページほどのものを用意をさせていただきましたので、これに従って概略の説明をさせていただきたいと存じます。

まず、この制度でございますけれども「自動車の保管場所の確保等に関する法律」という、通称「保管場所法」とか「車庫法」と呼ばれる法律がございます、これに基づく業務でございます。

業務の目的は、資料の 1 ページ目冒頭の方に書いてございます。背景としては、いわゆる車庫なし車というのがあちこちにあふれまして、大変交通の妨害になったという教訓を踏まえてつくられた法律でございます、道路を自動車の保管場所として使用しないように車庫の確保を義務づけることが主眼になっております。

業務の概要でございますが、この車庫の確保を担保するという見地から、ここに「道路運送車両法第 4 条に規定する処分」と書いてございますが、いわゆる車検ですとか、あるいは車の新規登録といったものをイメージいただければよろしいかと思います。そういう処分を受けようとするときには、当該行政庁というのは陸運局、陸運事務所でございますが、こちらに警察署長が交付する保管場所証明書を提出しなければならないとされております。これがいわゆる普通の車両でございます、四輪車の話でございます。

軽自動車につきましては、若干手続が緩和されておりました、保管場所が確保されていることを証する書面の届出ということとされております。

以下、このページには組織図等が書いてございますが、この業務というのは全国の警察署 1,215 においてそれぞれ行っているところでございます。

業務処理件数としては、大体全国で 1,100 万件ぐらい年間処理をしているということでございます。

そのほか「配置人員」とか「関連予算額」とか「算定困難」と書いてありますが、実際には警察署の交通課の窓口においてほかの事務と合同で行っているために切り分けは困難ということによるものでございます。

次に若干飛びまして、3ページ目になりますが、フローチャートが書いてございます。これに従って、今の御説明をもう少し敷衍して申し上げたいと思います。

落合委員長 恐縮ですが、もう2、3分経過しておりますので、公共サービス改革法との関連についてのご説明をお願いします。

太田交通規制課長 では、フローチャートの方で書いてございますが、いわゆる受付と申しますのは、このフローで申しますと、この上の方に書いてあります「申請書の提出」「申請書の審査」「届出書の提出」「書面審査」ということになろうかと思えます。

この部分でありますけれども、私どもの実際の業務では、ここに書いてありますような申請書に基づいて、車庫が本当に確保されているかどうか。ときどき車庫飛ばしという新聞報道をごらんになるかと思えますけれども、実際には存在しない車庫を車庫と言ってみたり、あるいはほかの車の車庫になっているものを車庫と称してみたりとかといったような事案が幾つかあるものですから、そういった点をまず書面でチェックすることを窓口において行っているわけでございます。

結論的に申しますと、こういう業務の性格から、この部分を切り出して民間委託という格好でのせていくというのは、なかなか困難な面があるかと考えております。

なお、敷衍いたしますと、このフローの真ん中の方に書いてあります「データ登録」ですとか「現地調査」といった部分については、私どもは既に民間委託の対象といたしておりましてこれの推進に努めているところでございます。

以上です。

落合委員長 ありがとうございます。各委員の方々、御自由に御質問、御意見を願います。

森委員、どうぞ。

森委員 実は、私の地元では警察全体が122名の署員で、そのうち交通課の職員が22名ということです。全国1,215の警察署で処理件数が1,100万件であれば、単純に計算して1署あたり1万件。交通課の職員がいろいろな意味で仕事をやっていく上では特に今、死亡事故を含めて交通に対する意識が大変高い。そうすると、そういう業務に専念をしていった方がいいと私は思うんです。

特に先ほどのフローチャートの中の「現地調査」は、ある面では恐らく交通課の職員の方が現場へ行って、いろいろな適格要件というものに対してきちっと対応していかなければいけないということで、この現地調査というのは車庫飛ばしとかおっしゃいましたけれども、それがないように思います。

そうすると、やはり受付からずっと現地調査まで含めた一連の流れを包括的に委託することによって、例えば本来、交通課の職員が一番求められている業務は何だということろにシフトしていった方がいいのではないかと。先ほどいただいた資料の中の、いわゆる申請書の記載内容等について保管場所の確保と、警察署からの回答の中で、仮に補正をしたものとか、あるいは受付を拒否したものというのは、全体の1,100万件のうちで件数はどの

ぐらいあるんですか。

太田交通規制課長 申し訳ございません。今、手元の数値の中ではその補正命令の件数という形では直にはありません。

不可率ということで、最近で申しますと、毎年 0.5 % 前後でございます。1,100 万件のうち 0.4、0.5 % でいった値が不可ということになっております。

落合委員長 森委員、どうぞ。

森委員 そうすると、そのぐらいの確率から言ったら、労使、官民も含めた民間競争入札に十分出せるのではないのでしょうか。

要するに、いろいろな意味で実質的な判断が難しいということに対してやっていらっしゃるということだったら、今の 0.5 % の件数だったら、民間で十分対応ができるのではないのでしょうか。実際に例えばもう駐車違反の問題は民間でやっていらっしゃるという実績は出て、しかも大変いい成績を上げているということを報道等で理解させていただきました。そうすると、こういうことも本来やるべき業務、特に交通ということに対して住民の意識の高いときに徹底的にそういうことをやる。こういう業務は、逆に言うと実施業務的な定型的な業務だと思えるんですけども、その辺についてはいかがでございましょうか。

太田交通規制課長 まず、現状に関して申しますと、先ほどもちょっと申し上げたところですが、このデータ登録というのは現地調査そのものとかといった部分は、積極的に民間委託を推進するよということ、私どもからも都道府県警察に対して指示を発しているところでございます。

あと、0.5 % という数字をどう評価するかということでございますけれども、1,100 万件に対して 0.5 % ということであれば、万の大台になってくる話でございます。逆に言えば、ちょっと言い方は悪いんですけども、それだけの不正が現実にあるということでもあろうかと思えます。その部分を 0.5 % だからネグリジブルであると直ちに言えるかどうかというところは、ちょっと私どもとしては悩むところでございます。

ただ、おっしゃる御趣旨というのは大変よくわかる場所がありまして、私どもも犯罪情勢が極めて厳しい中、警察官というものをできるだけ重点的に投入したいという思いがございまして、ならばこそ駐車監視員制度を導入したりしているわけでございます。

ただ、駐車の問題でも例えば駐車違反であると認定して、あなた違反金を納付しなさいという命令を発する部分は、さすがに民間委託というわけにはまいりませんので、その意味では、やはりどこかで切り分けというのは必ず必要になってくる部分があろうかと思えます。

それから、更に踏み込んで御趣旨を忖度して申しますと、この業務全体を切り出す格好でどこかにやらせるという趣旨の御提案も含むかと存じます。今回、実際に上がってきた話というのは、この受付業務のみを取り出してという話でございましたので、その部分の検討でございますが、その話になりますと、結局は現行の法制度、ちょっと「市場化テ

スト」の法の枠にとどまらないというか、現行の制度を根こそぎ見直して、こういうことをやっていったらどうかという趣旨でもっと非常に多角的な検討が必要になってくる論点かと思いますが、御趣旨の方向性と申しますか、要するに警察の業務をなるべく重点にしていて、民にできることは民にやらせていこうという発想で全体を見直すべきであるという御趣旨そのものは私どももおっしゃるとおりと思っております。

落合委員長 どうぞ、斉藤委員長代理。

斉藤委員長代理 3ページの図で教えていただきたいんですが、軽自動車と一般車がこれだけ違うというのを初めて知ったんですけれども、軽自動車の場合は書面審査でほとんど成立、無効が仕分けられる。そうしますと、まずは例えば軽自動車の方は民間委託開放が非常にやりやすいのではないかと感じるのが一つです。したがって、それができないかということですか。

勿論前提として車庫飛ばし等を防ぐ審査が必要であるというのは当然なことなので、それをどういうふうに効率やよくだれがやるかという問題で今、論じているわけです。

普通車の方も確かに民に一部移っている部分はあると思いますが、これはどういうふうにして民をお選びになっているのか。警友会か何かではないかと思っておりますけれども、要するに本当に民間開放がここで現実に行われているのかということが2点です。

3点目は、車庫証明は確かに重要な仕事だと思んですが、かなり定型的な仕事ではないかと判断いたします。御説明では判断が必要であると書いてあるんですが、恐らく今の話ですと現地調査を警察の方が自らは余りおやりになっていなくて、警友会なのか一応民間というところの方がおやりになっていると理解しますと、警察としておやりになっているのはかなり書面的な作業や管理部分が多いのではないかと思います。

そうすると、それは御案内のように公共サービス改革法というのは、もとのところは警察でござらんになっているということで、これを民営化しろとは言っておりませんので、警察がしっかりござらんになった中で受託業者をびしっと教育して、守秘義務等々を義務づけて、管理指導することによって効率化する。そして、本当の犯罪等々の業務に警察の方を移すとかという効率化をするということは考えられないのでしょうか。

太田交通規制課長 3点の御指摘だったかと存じます。

一つは、軽自動車の場合ですが、確かに簡略化された格好にはなっておりますけれども、見方にもよりますけれども、軽自動車の場合には逆に言うと書面審査がすべてというところがございまして、この部分で届出の成立が無効かというものが決まってしまうところがございまして、ですから、このすべての部分を民間に委託するという話になってまいりますと、なかなか難しい側面もあろうかという感じがいたします。

二つ目の御指摘は、現に民間に委託している部分についてどうなっているかというところですがけれども、確かに実はこれ各県の事務でございまして、県の財務規則等々に従ってやっているところでございまして。私どもとしては、これを特定のところに随契という格好で発注するのではなくて、一般競争入札といった形で門戸を広げていく方が望ましいと

いうことで指導しているところでございます。

3点目の定型的というのは、ある意味おっしゃるとおり、全国で1,100万件の数がある、すべてこのフローに乗っているものをやっているわけですから、その定型的という性格があることは否定できないと思います。あとは現地調査の部分でそれを見て、その書面に基づく仕事を中心になっているというのも確かでございます。

ただ、書面に基づく仕事であるから定型的直ちに民間委託になじむかというのは、やはりちょっと話が違いまして、先ほどの森先生の御指摘に対してお答えしたものと重なってしまうわけですけれども、それはその制度全体の在り方ということで、もう少しその検討を深めていく必要があることのように思っております。

落合委員長 吉野委員、どうぞ。

吉野委員 具体的に書面審査でどうやって車庫飛ばしや実際にはない車庫を発見するんですか。できるんですか。

太田交通規制課長 大変卑近な例で申しますと、例えば見取り図を添付してまいります。これを手元の住宅地図なんかと突合しますと、それが実際に存在するかどうかといったことがわかります。

それから、余り詳しく申しますと、若干犯罪捜査的なところにも重なりますが、実際に例えば同じ賃貸駐車場の同じスペースが過去何か月の間に立て続けに証明の申請がなされてくるというのは明らかにおかしいパターンというようなこともございます。

過去、直近の間別の車に登録がなされていたのが、またすぐ次の車に差し替わるといったようなことなどもあります。

大体、車庫飛ばし事件として検挙するものというのは、その辺が端緒になっているのが実態でございます。

吉野委員 それはどうして民間にできないんですか。

太田交通規制課長 書面の判定そのものをということですか。

吉野委員 はい。今おっしゃった話です。

太田交通規制課長 その部分の書類の突き合せといったようなことのみであれば、それが公務員にしかできない理由はないではないかという御指摘でしょうか。

吉野委員 はい。

太田交通規制課長 そのことだけを取り出せばそうかもしれませんが、結局は行政手続の中でそれを突合しておかしいとなれば、これを補正しなさいであるとか、あるいはこれはもう不交付であるという、まさに行政処分そのもの意思決定をすることになるわけでございます。今、私ども窓口においては、警察職員がそういった書面の審査とその部分の判断と一緒にやっているというのが実態であるということをお説明申し上げたところでございます。

吉野委員 意思決定と切り離すことができるということを前提で聞いているんだけれども、そうすると、もしその書面審査によって相当部分の問題を発見できるというのならば、

どうして軽と同じように普通乗用車も扱うことができないんですか。なんで現地調査をやるんですか。

太田交通規制課長　そこは、結局その手続において確実に保管場所が確保されていることをどこまで担保するかという政策判断の話であろうかと思えます。結局この法律が立法されたときに、軽と普通の自動車とでは車体の規格も違いますし、また都市部において問題の実態となっているのはほとんどが普通自動車であるということから、普通自動車の方について現地調査というのを上乘せしている。それでより慎重を期しているということであると理解しております。

落合委員長　ほかにございますか。

小幡委員、どうぞ。

小幡委員　その大事な現地調査を今、民間委託もなさっているというお話ですが、そうであれば、どちらかという森委員のおっしゃるような、もっと包括的な民間委託も考えられるかもしれないと思ったりいたします。それは置くとしまして、申請書の受付と証明書の引渡しの部分、つまり現行法上、交付は警察署長が行うということになっておりますが、そうでない部分について民間委託しようという場合に、法令上の制限はかかるというご理解でしょうか。あるいはかからないでできるのか。

それからもう一点お伺いしたいのは、この軽自動車の届出ですが、これは行政手続法の届出とは違うという理解ですか。届出をしたら終わりではなくて、むしろその後この届出を認めるとかそういう受理処分のようなものが後に控えているという理解のどちらでしょうか。

太田交通規制課長　1点目のお尋ねに関しては、済みません、ちょっと取り違えているかもしれませんが、審査と交付という部分を置いたこの真ん中の部分、例えば現地調査とかデータ登録とって、今やっていると申し上げた部分についてでございます。

小幡委員　ですから、そこは置いて、そこはもう既に民間委託をなさっているというお話だったので、割と大事なところをもう既になさっているのだから、制度全体を考えるとおっしゃった先ほどの話も考える余地があるのではないかと申し上げたのですが、それは私の単なる意見です。

次の実際に受け付けて、そしてその方に引き渡すという、要するに証明書の引渡しの部分は民間委託できないか。

今回の提案は、申請書の受付ですね。それについては、法令上の制限はないという理解ですかということをお伺いしているのです。

太田交通規制課長　まず、申請書の受付ということに関しては、先ほどのもう一つの軽自動車の方のお話と絡みますが、行政手続法によるところの申請、届出そのものであると理解をしております。

小幡委員　要するに、軽自動車の方は行手法の届出ということですね。

太田交通規制課長　軽の届出にあっても、別途の処分があるものではなくて、届出その

ものであります。

小幡委員 そうすると、届出されただけで、本来そのあとは処分は何もない。ですから公権力の行使というのは存在しないという制度の組み方ですね。

落合委員長 まだいろいろ御意見もおありでしょうけれども、予定いたしました時間がまいりましたので、本日の警察庁からのヒアリングは終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

(警察庁関係者退室)

(環境省関係者入室)

落合委員長 それでは、引き続きまして、環境省から環境関係の普及啓発業務についてお伺いしたいと思います。

環境省大臣官房総務課藤倉環境情報室長、よろしくお願いたします。

なお、時間が5分と限定されておりますので、公共サービス改革法の対象との関係で、どういうお立場、見解なのかポイントを合わせて御説明いただければと思います。5分ですので、よろしくお願いたします。

藤倉環境情報室長 おはようございます。環境省でございます。よろしくお願いたします。

今回、環境省が具体的な要望内容として頂戴いたしましたのは、循環型社会の構築、温暖化対策、自然とのふれあい、環境教育など、環境関係の普及啓発業務について、民間競争入札による民間委託を推進すべきであるという御要望でございました。

環境省は非常に多岐にわたって環境教育、普及啓発をやっておりますが、特にこの3点は予算の大きなところでございますので、3点について説明したいと思います。

結論から申しますと、今すべて民間委託をしているところでございます。具体的な業務内容を私から簡単に説明し、質問については各部局の者からお答えさせていただく形をとらせていただきたいと思います。

「1 容器包装に係る3R推進広報事業」を今年度からやる予定でございます。これは環境省で所管をしております容器包装リサイクル法の改正のタイミングをとらえまして、国民の皆様マイバッグを持ち歩こうなどを普及啓発するものです。

「2 地球温暖化防止大規模『国民運動』推進事業」です。いわゆるクールビズやウォームビズなどを展開しておりますチーム・マイナス6%という国民運動を実施しております。これは既に17年度から民間委託をやっておりまして、チーム・マイナス6%の愛称の下にやっております。

資料1、資料2に容器包装に係る3R広報推進事業、チーム・マイナス6%の事業について、簡単なポンチ絵あるいは説明を付しております。

「3 自然ふれあい体験学習等推進事業」です。いわゆる自然大好きクラブの展開でございます。資料3にホームページをお示ししております。このようにホームページをお示しし、自然観察の森のマップでありますとか、いろいろなプログラムを紹介する事業の

とりまとめを、環境省として行っているものでございます。

3 R 広報推進事業につきましては、今年からの事業でございますが、まだ発注をしておりませんが、今、企画競争入札の発注の準備中でございます。

また、チーム・マイナス6%につきましては、17年度から企画競争方式で民間の会社から企画提案を受けまして、その中で最も優れた企画提案に対して発注する形をとっております。

自然大好きクラブにつきましては、今年度前半までは、随意契約ですが民間委託をしております。19年1月からは一般競争入札に移行し、来年度以降も一般競争入札でこの事業を展開する予定でございます。

業務の実施フロー図は「自然大好きクラブ」の後ろに、資料4がございまして、環境省が行っているのは、いわゆるミドルオフィス業務でございますが、委託の仕様書の企画提案、委託者の選定、提案募集の実施、事業実施に係る指示の部分を行っているところでございまして、委託先で実際に広報事業の実施を行っています。企画提案を多く募っていることから、委託者の企画に対して環境省が更に指示をする形を多くとっております。

また、環境省の組織体系でございますが、資料をごらんください。

落合委員長 済みません。時間が大分経過していますので、公共サービス改革法との関係について端的にお願いします。

藤倉環境情報室長 冒頭申し上げましたように、これらのサービスにつきましては、既にすべて民間委託がなされておまして、環境省の職員が携わっているのは、それぞれ3名ないし4名だけでございます。ですので、公共サービス改革法に基づいて、更に何を民間開放してよいかかわからないと考えているところでございます。

長くなりました。申し訳ございません。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、御自由に質問、意見をお願いしたいと思いますが、各委員の方々いかがでしょうか。どなたかございますか。本田委員、どうぞ。

本田委員 チーム・マイナス6%の関係は、既に包括的に云々となっておりまして、企画書を出させて競争するとのことですけれども、企画書を出す場合に、金額的な問題はどのようになっているんですか。きちんとした競争になっていますか。それともこういうことをやりたいので、お金もこの程度だという競争をされているんですか。金額まで含めて、全くフリーで競争にしているんですか。

清武国民生活対策室主査 環境省の清武と申します。チーム・マイナス6%を担当しております。

今の御質問につきましては、基本仕様書を官報公示いたします。その際に、予算額は幾らと併せて示させていただいております。

本田委員 予算額を先に出してしまうわけですね。

清武国民生活対策室主査 そうです。

本田委員 金額も含めての競争ではなくて、予算がこれだけついていますといった上での競争になっているわけですね。

清武国民生活対策室主査 そうです。

落合委員長 ほかにございますか。榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 今の本田委員の関係なんですが、例えば何億円とつくと、それはもう決定と考えるといいんですか。当然何社か入札してくると、企画と予算の両方が出てくる可能性があるわけです。その場合、金額はあらかじめ決定したと見るんですか。それとも、企画とコストの両方を見ると考えるんでしょうか。具体的にはどうされているんですか。

清武国民生活対策室主査 考え方といたしましては、10億円なら10億円、この予算は30億円なんですけれども、30億円でどれだけの効果が出るかというものを、まず企画提案していただきます。その中で民間の有識者の方の採点も含めまして、一番良い企画提案を選ばせていただきます。その提案を出していただいたところを契約候補者という形で一度選定いたします。その後は、出していただいた企画提案書を見させていただいて、もう一度環境省で仕様書をつくり直します。つまり、企画提案された中でも我々が要らない部分もございまして、そういうところは除かせていただいたり、逆に盛り込ませていただいたりして、環境省の仕様書を一度つくり、それに対して、もう一回見積もりをいただきます。見積もりが環境省の持つ予定価格以下だったら、契約が成立する仕組みになっております。

榎谷委員 そうすると、その段階までは何社か競争に参加されていると理解してよろしいわけですか。それとも1社に決まった後、調整をするんでしょうか。

清武国民生活対策室主査 企画提案書を出していただくときには、当然3社なり4社なりの企画提案が集まります。民間の委員の方を含めた選考委員会で、契約候補者を1社決めます。その後に金額の調整があるという認識です。

榎谷委員 決まった後に調整とは、どういう意味なんですか。30億円の予算だったら、30億円で決まると理解してよろしいんでしょうか。

清武国民生活対策室主査 2回しかやっていないんですけれども、今までの場合は30億円で決まりました。

榎谷委員 官民競争入札は、要するに質とコストの両方をはかって決めようという仕組みなので、今おっしゃっていたような企画競争は、質の部分だと思います。コストと両方を併せて見る官民競争入札は、非常に合理的な仕組みだと思いますので、是非そのようなことを御検討していただいた方がいいのではないかと思います。

30億円だから30億円使ってしまうでしょうという論理もないわけではないとは思いますが、同じ企画であれば少しでも安い方がいいと思いますので、企画とコストの両方を提案できるようにしていただきたいと思います。その方がより合理的ですが、その辺はいかがですか。

藤倉環境情報室長 補足させていただきますと、最初に30億円と予定価格を提示いたし

ますが、企画を得る段階で、実際にそれが30億円だけの仕事なのか、40億円、50億円の仕事なのかという意味で内容を見ております。勿論見積もりもっております。ですから、コストも含めまして、その点で最も費用効果が高いものを1社選定してございます。

その後の調整は、非常に細かな部分の調整になるとお考えいただければと思います。

落合委員長 小林委員、どうぞ。

小林委員 環境省は環境というすごく重要なお仕事をなさっていると思いますし、今のことにも関係するんですけれども、おっしゃいました費用対効果について、30億円とか40億円を使う場合、普及啓発の効果の測定、フォローアップまで射程に入れて、選定や競争をしていらっしゃるのか伺えればと思います。

清武国民生活対策室主査 チーム・マイナス6%の運動につきましては、基本仕様書の要件の中に、毎月アンケート調査をやって、どれだけ浸透したかをはかりなさいと記載しています。要するに、我々の施策がどれだけ国民に効いているかをはかって、逆にそれをフォローアップして、効いていないんだったら、どうすれば国民の心に届くようになるかという循環システムのような仕組みでやるようにしています。毎月フォローアップ調査をしてくださいと要件に入っていますので、今まではやっております。これからもやるつもりです。

小林委員 それはそうだと思うんですけれども、やはり一定のコスト、インプットで最大の効果を上げるという責任が国民に対してあるわけですね。だから、その部分でアイデアの出し合いの競争といいますか、競争原理が働くような仕組みをもう少し考える必要があるのではないかと。

つまり、企画を出して競争があります。だけれども、その後は随意契約になりますとありましたが、競争という観点をもう少し含める必要があるというお考えはいかがですか。

清武国民生活対策室主査 御指摘の点は、我々も感じているところです。この予算は平成17年度からついていて、17年度は1年間通年の契約をしたんですが、御指摘のような点もございましたので、18年度は試行的に前期と後期に分けて、2回企画競争契約を行っております。その趣旨は、例えば春夏の前期のイベントなり広告効果を踏まえ、後期を展開したいと思っております、契約を2回に分けてやらせていただきました。

落合委員長 森委員、どうぞ。

森委員 3Rについてはまだこれからということですが、特に3Rの問題は、私ども国民にとってすごく大きなことですし、国にとっては政策的なことですので、それをいかに浸透させるか。実際に3Rのリサイクルあるいはリユースの効果は、やはり測定することまできちっと求めていかないといけないと思います。恐らく3Rの予算は、相当大きいのではないかなと私は勝手に思いますけれども、それだけに、いわゆる提案型なのか、あるいは一般競争入札なのか、いろいろな手法はあると思いますけれども、どういうふうにお考えになっていますか。これから入札されるということで、これは私どもの関心が高いことですので、もしわかっていらっしゃったら是非教えていただきたいと思います。

庄子リサイクル推進室室長補佐 環境省廃棄物・リサイクル対策部の庄子と申します。

容器包装の3R広報事業でございますが、この事業は今年度から実施することにしております。内容といたしましては、例えば容器包装3R、レジ袋を減らしましょうとか、マイバッグを持参しましょうとか、そういった形で容器包装の使用量を減らそうと優良な取り組みをしている事業者さんなどを表彰したり、容器包装リサイクル法の改正を行っただけですが、その内容について、国民の皆さんにしっかり御理解いただくための広報事業を予定しております。

当然のことながら、今、御指摘いただきましたように、施策の効果はしっかりはかっていこうと思っておりますが、なかなかはかりづらい部分もあるんですけども、マイバッグ持参率の向上といった面であるとか、容器包装リサイクル法の内容について、どれぐらい国民の皆さんに周知されているかなどを把握したいと思っております。今年度は企画提案方式で実施いたしますが、そこら辺も見ていきたいと思っております。

ちなみに、予算の額としては6,000万円ほどになります。

落合委員長 ほかにございますでしょうか。

3Rあるいはチーム・マイナス6%、自然ふれあい体験学習等推進事業全体で、どのぐらいの人員を官の側としては配置されているのでしょうか。

藤倉環境情報室長 資料5に三つの部局が書いてございますが、リサイクル推進室は室長を含めて12人でございます。ただし、リサイクル関連法を6本所管しておりますが、今、新聞で報道されておりますように、今年も家電リサイクル法、食品リサイクル法の改正などがございますので、法改正にかなりの人員をとられている状況です。

チーム・マイナス6%を所管している国民生活対策室の職員は、室長を入れまして4名です。

自然ふれあい推進室の職員は、室長を入れまして4名でございます。

ですから、まさに管理部門と法所管、いわゆる国家の行政部門の仕事、国会対応などで、かなり多忙にしているところでございます。

落合委員長 ほかに御質問、御意見等ございますか。榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 クールビズなどは、相当成果が上がっていると私は思っています。総理や大臣自ら姿勢を示されて、国民的に理解されてきていることだと思っておりますが、私は会計士ですが、役所も同じで企画力などは余りなく、思い切った発想が不得意と思うので、できれば企画の段階から思い切った入札をしていただきたいと思います。あとコストも非常に大事だと思います。官が参加するのは難しいかもわかりませんが、コストだけではいけないとよく理解していますが、民間の中でコストと質と両方併せた入札を是非していただければ非常にいいのではないかと思います。

落合委員長 吉野委員、どうぞ。

吉野委員 日本環境教育フォーラムには、お役人のOBは行っていますか。

粥川利用指導専門官 ふれあい推進室の粥川といいます。よろしく申し上げます。

非常勤の役員の方はおみえになりますけれども、職員の中はおみえにならなかったと思います。

落合委員長 ほかに御質問等ございますか。

環境に関連した広報事業につきまして、なぜ官がやる必要があるのか。言わば政府としての公権力の行使とは違う業務という性格からすると、官が一定の人数をそろえて、頭の部分は官が乗り出してやりましょうという必要があるのかどうかという疑問は生じるかと思いますが、この疑問については、どのようなお考えになりますでしょうか。

藤倉環境情報室長 資料の2ページ目に根拠法も書かせていただいておりますが、基本的に環境基本法、容器包装リサイクル法など、各法の中でも、やはり国民一人ひとりが行動することが環境を守る原点ということで、国は環境に関する教育、学習等を進めるという責務を有していることを、まず第一の根拠にしております。

また、京都議定書の目標達成計画、あるいは法律を作成しましたときの附帯決議などでも、企業ばかりが頑張るのではなく、国民に対しても国が責任を持って働きかけるように産業界からも強く言われているところでございまして、それに応えるべく、国が予算をとりまして、執行あるいは企画に関しては、民間の方のお知恵を拝借しながらやっていくところでございます。

落合委員長 そうしますと、言わば国の頭の部分とオペレーションの部分とを分けた場合、頭の部分が現状の体制で十分機能を果たす以上の人員が要るとか、そういった形での検討は不断になされるべきだろうと思うんですけれども、そういう観点から、現状の環境省としての広報事業全般を見たときに、頭として必要であるという人員配置が本当に適正なんだろうかと見た場合、この点については、どのようなお考えがありますか。

藤倉環境情報室長 先ごろまで小池百合子環境大臣の下で広報事業を進めておりましたが、大臣が最も広報センスが高く、役人がついていくのが大変でした。役人自身ももう少し勉強するようにということで努力もしておりますが、先ほど説明したように、やはり本務として法改正などを抱えている中、どうしても片手間的に広報をやっている部分もございまして、ですから、広報についても戦略を進め、国民の中に浸透させていく観点では、我々職員の人員ももう少し厚くしたいですし、体制も整えたいという希望もございまして。

一方で、例えば外部の方のアドバイザーでありますとか、別の意味での体制も整備できたらいいと私どもでは考えておりますが、そこは環境省全体として、バランスよく政策を進める上で何がいいのかを考えていきたいと思っております。

落合委員長 ほかに御質問ございますか。本田委員、どうぞ。

本田委員 政府広報と環境省の広報との個別の関係を教えていただけますか。政府広報はいろいろなことをやっていらっしゃるんですね。これは個別の予算をとって、やっていらっしゃるんだと思うんですけれども、政府広報との関係においてどういうお考えになっているんですか。

藤倉環境情報室長 政府広報は、内閣府大臣官房政府広報室で御予算をお持ちで、例え

ば政府インターネットテレビなど、政府全体の媒体について、各省に対して、政府として広報したいテーマがあるかの要望調べがきまして、それに対して、環境省としてもできるものは是非そちらでもやっていただくようにしております。それだけではやはり不十分であり、また、特に環境に特化して、さまざまな事業あるいは法律改正というタイミングをとらえた広報をする必要があることから、所管法の範囲において、環境省で広報しているという関係でございます。

落合委員長 まだいろいろ御意見もあろうかと思えますけれども、予定の時間がまいりましたので、本日の環境省からのヒアリングは終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

(環境省関係者退室)

(内閣府関係者入室)

落合委員長 引き続きまして、内閣府から政府広報関連業務につきまして、お伺いをしたいと思います。

内閣府政府広報室、幸田総括担当参事官、よろしく願いいたします。時間が5分ですので、公共サービス改革法の対象という点に絞って御説明いただければと思います。よろしく願いします。

幸田総括参事官 政府広報室の幸田と申します。よろしく願いいたします。

資料3が政府広報関連業務の資料でございます。その中から、まず政府広報はどのようなことをやっているのかということにつきまして、3ページをごらんいただきたいと思えます。

各省でも啓発や広報などをさまざまとやって、特に事業に関連してそういうことをやっておりますけれども、政府広報と申しますのは、一つは内閣の重要施策の広報。それから、各省庁のさまざまな重要施策の一種の共通媒体として広報を行うという趣旨で行っておるものでございまして、そこに掲げておりますようなマス媒体、いわゆるテレビ、ラジオ、新聞・雑誌といったものを中心に行っているのが政府広報ということでございます。最近、主にやっております媒体としまして、今、一番重視しておりますのは「インターネット媒体」。一番上にございますが、政府インターネットテレビというものを昨年11月から始めております。この安倍内閣でも総理の所信表明にございましたが、総理が毎週登場いただいて、国民に語りかけるということも始めるという状況になっております。

「放送媒体」といたしましては、テレビ番組の定時番組を持っております。ここに書いてありますのは小泉内閣当時のものでございますけれども『そこが聞きたい！構造改革』というフジテレビ系のネット番組については大臣が毎回登場して国民に語るという番組でございます。

ラジオ番組につきましては『小泉総理 ラジオで語る』という毎月1回のラジオ番組などをやっておりました。

その他、特別番組、テレビCM等々を随時行うことをやっております。

「出版媒体」につきましては、新聞のいわゆる記事下広告。記事下7段であったり全面広告であったり、いろいろございますけれども、そういったもの。あるいは突出し広告と申しまして、新聞の一面に小さく文字で広報すること。

各種の雑誌を買い上げまして、1～2ページほど広報を打つということもっております。

各省もっておりますけれども、いろいろな定期刊行物も出しております。

その他「海外広報」ということで、総理御自身にも登場いただいて、いろいろなCMなどを流していくということもしております。

これらに必要な予算としまして、ちょうど100億の予算が認められてございます。きちんと把握するのは難しいのですが、これは政府全体のさまざまな広報啓発費の中の3割程度の規模ではないかと考えております。

これをどのように運営しているかにつきまして、2ページをごらんいただきたいと思っております。フロー図の実施の流れの左上にございますが、一つには「内閣官房内閣広報室」。これは特別職である内閣広報官がトップの組織でございますが、こちらの方から2～3か月先をにらみながら、内閣としての重点広報テーマが我が方に提示をされる。例えば郵政民営化であったり、イラクの復興支援であったり、いついつこういうテーマを打つべきというものが提示されます。

各省庁からも重点広報テーマが提示されます。こういったものを基におおむね2か月ほど前に広報テーマを決定していく。これを月ごと、あるいは週ごとにローリングをしていく。ただ、災害や緊急事態や国会の関係など、さまざまな事態が起こりますので、そういったことをにらみながら、広報実施の直前まで広報テーマの差替え等々を各省と調整をしていくのが、政府広報の基本的な仕事の中身でございます。

具体的な実施についてはその下に書いてございますが、先ほど御説明したような媒体の広報の実施については民間事業者にすべて委ねてございまして、テレビ番組であればテレビ局と契約をする。ラジオ番組であればラジオ局と契約をする。新聞・雑誌であれば広告代理店、インターネットであればIT企業であったり映像制作会社といったところに契約をいたしまして、個別にはすべて実施を委ねていて、直接実施しているものはないという状況でございます。

政府広報室のこれらの業務を行うための機構が2ページの下に書いております。

4ページが、公共サービス改革法に関連する要望に対する所見になるわけでございます。大阪商工会議所の方から、媒体ごとには民間事業者に実施を委ねていることはわかっているけれども、包括的にできないのかという趣旨の御要望をいただいていると承知をしております。

(1)にございますように、媒体ごとには民間事業者に実施をすべて委ねているところでございます。

(2)にございますけれども、先ほど申し上げましたように、委ねている先はそれぞれ

媒体ごとに適切なところに委ねているという状況でございます。

(3)でございますけれども、あらかじめかなり前から広報テーマが決められるものにつきましては、包括的に契約を委ねるということを実はやってございます。

そこに例として書いてございますけれども、今年の2～3月にかけて、小泉構造改革が5年を経過したということで、今後の改革の続行に向けて集中広報を行いました。これはテレビ、新聞、インターネットの広告といったものを併せたメディアミックスの広報を実施するという方針をあらかじめかなり前から定めまして、企画競争を行って、広告代理店1社に包括的に実施を委ねたというようなこともやってございます。

ただ、(4)でございますけれども、先ほど申し上げました政府広報の性格上、内閣官房、官邸、各省庁との協議調整を行いながらテーマを定めていく必要があるということで、あらかじめ包括的にテーマを定めていくのはなかなか難しいという点がございます。例えばその特定のテーマについて、テレビ番組あるいは新聞・雑誌で広報を打とうという計画を3か月ほど前に立てたとしましても、直前まで、例えばそのうちの新聞についてはこのテーマに差し替えるというようなことを随時機動的に行っているということでございます。

こういう必要から、個別に媒体を年間契約によって確保して民間事業者に委ねるという方法を取っているわけございまして、テーマも媒体も定めずに包括的に民間事業者と契約することはなかなか難しいのではなかろうかと考えてございます。

なお、民間事業者に委ねるに当たりましては、現在、一般競争入札、企画競争あるいは随意契約、さまざまな方法を取っているわけでございますが、政府全体の随意契約の見直しという方針がございますので、来年度以降、一般競争入札を原則としていくという方向で見直しを今、進めているところでございます。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、各委員から御自由に質問、意見をお願いいたします。

小林委員、どうぞ。

小林委員 先ほど、包括的に民間事業者に委託することは難しいというお話があったんですけれども、勿論、政府広報は大変大事なものですので、その時々大事なテーマやトピックや差し替えなどということは、やはり政府が主導してやっていかなければいけないことだと思うんです。

けれども、その業務全体を民間事業者に委託するというのではなくて、司令塔としては内閣府は残りながらも民間事業者と協力連携しながら、業務、オペレーションの部分をやっていただくということは可能ではないんですか。ヘッドクォーターとしては機能しながらも、民間事業者と機動的にやっていくという形態は考えられないんですか。

幸田総括参事官 今も実施は内閣府がやっているわけではございませんで、テレビであればテレビ局でやりますし、新聞広告であれば広告代理店に委ねております。そういう意味においては、我々は司令塔の役割しかやっていないわけございまして、契約の仕方を

包括的に1社に委ねるか。確かに1社に委ねられれば、テレビと新聞とのメディアミックスみたいなことはずっとやりやすくなると考えられます。

ただ、その一方で、先ほど申し上げましたように、例えば今年の10月にはこういう広報で何億円使うんだということが、政府広報の性格上、決めづらいという点がございまして、直前まで内閣官房、各省と相談をしながら、どういう広報を打とうかとやっている性格上、個別に委ねている形を取ってきています。あくまでその中身も司令塔以上のことはやっていないということでございます。

小林委員 その時々個別にやるよりも、全体の方向性はつかみながらコーディネーションするところから民間事業者には委ねられないかということなんです。つまり広報はやはり効果を出さないといけないという使命があると思うんです。だから、効果を出すためにはセグメント化されたフラグメントの部分を委託するのではなくて、全体的にどの広報メディアが一番いいのかということをはらみながらも、それがミックスということだと思うんですけれども、そういうことは考えられないのかということなんです。

幸田総括参事官 そういうことが可能な限りできるように、我々も広報テーマが定められるものについてはやってきております。そういうことをできるだけやろうという努力はしておるんですが、例えば災害の発生、イラクでの復興支援の広報、国会での法案の審議の結果といったことでありますとか、かなり緊急であらかじめ民間事業者には委ねて、こういう漠としたテーマで広報をやってくれとは頼めない部分の広報が結構ございます。

機動的に打っていく必要がある部分がございます、例えば地球環境についての広報をやるとあらかじめ決まっているのであれば、そのやり方についてはある程度委ねることはできるのかもしれませんが、我々も相当先の時期にやるというのが決まっているのであれば、できるだけ包括的に委ねる方法を取りたいと思っているんですけれども、なかなか機動的にいつ何時どういう広報を打てという状況になるかわからないという下で、直前までテーマを見直すというローリングの作業を各省庁や内閣官房とやっているという状況の下では、それはなかなか難しいということも御理解いただければと思います。

落合委員長 齊藤委員長代理、どうぞ。

齊藤委員長代理 ちょっと教えてください。3ページにテレビとラジオが書いてありますね。大体5分から、長いのは30分まで放映されているテレビがあるんですが、民間で考えると、これはものすごい金額を取られてしまうわけです。

例えば『そこが聞きたい！構造改革』とか『キク！みる！』とか、申し訳ございませんが、私は1本も見ることがないんですが、『そこが聞きたい！構造改革』を内閣府でお考えになって、テレビ局全部を集めて、私はこういうことをやりたいので入札するとやられたのか、フジテレビと相対でこういうことをやりたいんだけど、君のところはどうだとかいってやられたのか、官の考えがどの程度で、民の考えがどの程度入っているのか。

読売テレビですらジャイアンツの番組がどれくらい見られているか見て、余りにも視聴率

が悪くて結局カットしたわけですが、予算が決まってしまっていると、見ようが見まいが関係なく流してしまうことが起こるのではないかと思うんです。

本当に効率性を考える民間あたりだと、例えばこの6本を1～2本にして、一番見る夜7時にどこから流すとかいう考えだって出てくると思うんです。朝早くやってみたり、サラリーマンだけが国民の代表ではありませんから余りよくないんですが、サラリーマンが見ていない昼間に重要なことが流されても効果が出ないのではないか。その辺は実際にどういうふうにお考えになっていますか。

幸田総括参事官 これらの定時番組につきましても定期的に見直しをやっておるわけですが、『そこが聞きたい！構造改革』に関して言いますれば、この番組はたしか平成15年から始めていると思いますが、その時点において地上波のキー局に対して、こちらのコンセプトはとにかく大臣を出して、土日で、構造改革について国民にわかりやすく短く語っていただく番組をつくりたいので、その枠がどの時間帯であれば取れるかを各社に打診をいたしまして、その結果、一番いいと思われる枠を提示していただいたフジテレビと契約をして、今まで続いてきています。

当然のことながら、それぞれの番組の視聴率を我々も把握しておりまして、視聴率が一定程度以下になりましたら、その番組自体を改編することを考えていくということをやっているわけでございます。

確かに御指摘のとおり、国民が見られる時間帯にできればと我々も思っておりますが、こういう広報の番組は最終的にはテレビ番組でございますので、テレビ局の方に編成権、放送権がございまして、こちらの言いたいとおりの番組には必ずしもならないわけございまして、なかなかいい時間帯の枠はいただけないという状況ではございます。

ただ、広報ツール全体の中でインターネットなどと比べましても、テレビと新聞が圧倒的に国民への到達率が高いのが現状でございまして、そういうものも踏まえながら、いろいろな媒体の選択を見直しつつやっているという状況でございます。

落合委員長 吉野委員、どうぞ。

吉野委員 先ほど、災害とかその他のどうしてもやらなくてはいけないものがあるとおっしゃったんだけど、それはそれ以外のことはやらなくてもいいということではないんですか。

つまりそれ以外のことについては、マスコミに限らず一般市民でもいいんだけど、とりわけマスコミは内閣広報室、あるいは直接担当部局に対してさまざまな情報の開示を求めて、それを国民に対して知らしめるべく日々仕事をしているわけです。政府からこんなことを流してくださいよと言われなくてもやっているわけです。

どうしてもやらなくてはいけない災害の情報などが必要だというのはわかりますけれども、それ以外にマスコミが実際に主体的にやっていることに加えて、こういうことをやらなければいけない理由は何があるんですか。

幸田総括参事官 政府広報の役割は二つあると考えておりまして、一つは内閣の重要施

策についての広報。もう一つは各省庁の共通広報媒体としての役割がございまして、各省庁に必ずしも十分な広報予算が付いていないものについて、例えば法改正があって、駐車違反の取締りがこう変わりますとか、さまざまな規制がこう変わりますとか、あるいは国民からの提案を受け付けておりますとか、マスコミではなかなか取り上げていただけない部分もございまして。そういうものもきちんと広報していく必要はあるんだと思います。

ただ、先ほど申し上げましたような緊急事態が発生してくる場合には、言わば各省庁ネタと申しますか、そういう広報テーマについては次の次に回そうとかいうことをやりながら、テーマを毎月ローリングしながら設定していくことをやっているという意味でございまして。

そういう意味で、各省庁がやっている重要施策について、あるいは法改正とか国民生活に関連するような制度改正についても、きちんと広報していくものが政府広報の役割であると考えております。

吉野委員 きちんと報道してもらえないと、お金を出して報道してもらおうという話になるんですか。

幸田総括参事官 例えば最近の事例で申し上げますと、内閣府の方に構造改革特区という制度がございまして。マスコミでも勿論報道はしていただけるんですけども、春と秋に意見要望の募集をやったりしております。

ただ、それはなかなか大きくは取り上げていただけないわけがございまして、そういうものについて新聞の記事下広告を打って、いつからいつまでの間、地方自治体でなくても、だれでもいろいろな提案ができるんだということを広報していくことは必要ではないかと考えております。

落合委員長 ほかにございまして。森委員、どうぞ。

森委員 先ほど政府の広報予算は100億円ということで、大体3割ぐらいたということですが、そうすると国全体として300～400億円近いだけのものを持っていらっしゃる。先ほどどなたかのお話にございましたように、どれだけ浸透するか。例えばメディアならメディアにどれだけ視聴率があったかということを含めると、これだけの予算を効果的に使うことだったら、先ほどおっしゃった方もいらっしゃいましたが、司令塔ということによって、例えば400億円なら400億円を有効的に生かして使うという考え方。そうすると、では、メディアミックスで何が一番効果的であるか。

もう一つ気になりましたのは、ずっと協議をしているいろいろなふうにするけれども、それは必ずしもいろいろなことによって、できないということは多々ある。では、実際にどうということによって計画しておいたものが過去にはできなかったのかどうか。そういう事例がございましたら、教えていただきたいです。

幸田総括参事官 一つには、各省庁には必ずしも広報予算という形でなくても、事業予算の中で啓発の経費が認められていることがございまして、各省庁さまざまなテーマで広報をしております。それらとできるだけ政府広報も連携しながら広報を打つということ

は心がけております。

ただ、政府全体のそういう広報の調整という点においては、これは政府広報と言いますよりも内閣官房の内閣広報室の方に総合調整権がございまして、その下で各省庁の広報主管課長会議などを通じて連携をしていくやり方を一つは取っているというのがございます。

後者の方でございます。具体的な事例でございまして、これはいろいろな例がございまして、今一つこれをと言われますとなかなか難しいんですけども、本当にいろいろなレベルで事務的にセットした広報テーマが差替えになることが日々起こっておりまして、にわかここで申し上げる適当な事例が思い浮かばないので、もし必要でしたら、後ほどまた御報告させていただきたいと思っております。

森委員 そうすると、この予算はある面では枠を確保しているだけの予算という理解でよろしいんですか。

幸田総括参事官 ここは各省の広報予算と違いまして、事業費とかテーマがあって予算が付いているわけではございません。年間を通じて媒体を確保するための予算をお認めいただいている形でございます。

そのために我々の民間事業者の実際の委ね方も、媒体ごとに年間契約をして確保する。おおむね新聞の記事下であれば100段程度を打つだろうということで、そういう形の年間契約を入札などによって結ぶというやり方を取っているということでございます。

落合委員長 まだいろいろな御意見がございましてと思っておりますけれども、時間がまいりましたので、これで内閣府のヒアリングを終了したいと思います。

ありがとうございました。

(内閣府関係者退室)

(厚生労働省職業安定局、労働基準局関係者入室)

落合委員長 それでは、引き続きまして、厚生労働省からハローワーク関連業務等につきましてお伺いをしたいと思います。本日は、厚生労働省職業安定局の生田総務課長、労働基準局の清川労働保険徴収課長にお越しいただいております。よろしく願いいたします。なお、時間が全体で20分ということですので、公共サービス改革法との関係を中心にお願いたします。

生田総務課長 厚生労働省の生田でございます。よろしく願いいたします。それでは、お手元の資料の4 - から順番に御説明してまいりたいと思っております。

資料1の1ページ目「1.ハローワーク業務の概要」でございまして。これは、ハローワークの仕事の仕方が職業紹介だけをやっているということだけではなくて、雇用保険関係の業務、雇用対策の業務、これは事業主に対する指導の業務を、まとめてやっているということを示す資料でございまして。

右の下の方に、就職経路に占めるハローワークの割合と書いてございましてけれども、20.3%になってございまして。これは、どちらかということ数年増えているんですけども、余り変わらない数字でございまして。いわゆる2割職安と言われるものでございまして。私ど

もとしては、保険料なり税金を使って仕事をさせていただいていますが、すべてハローワークでやるという考え方はもともとございませんで、縁故だとか広告はもともと相当大的な比率でございますけれども、そういったもので対応できるならそれでいいだろうという考え方でございます。

民間の紹介所は1.6%ということでございます。これにつきましては、25ページ～27ページまでに関係の資料を付けさせていただいております。民間の紹介所につきましては、25ページのところにございますけれども、在職者が中心でございます、7、8割が在職者という状況でございます。

コストにつきましても、求人企業から手数料を受け取るという形で運営されておりました、専門職の職業紹介をやるといいますのが、ハローワークの仕事に近い部分ですけれども、それは大体年収の20～30%を手数料として受け取ることになってございまして、少なくとも年収700万円の方のお相手をするということもございまして、1人当たりのコストが大体100万円は超えるという状況でございます。

ハローワークにつきましては、ほとんど離職者の相手をいたしておりまして、就職1人当たりのコストにつきましては、土地だとか建物については、仮に借りた場合にこれぐらいコストがかかるということに乗せまして大体8万円程度ということございまして、短期間に大量の離職者を集中的に就職させるという特徴があるものですから、今の民間の紹介とはタイプは違うのではないかと私どもは思っております。

2ページ目でございますけれども、職業紹介と雇用保険の関係業務がどのように絡みあっているかということでございます。

これにつきましては、労働者の方がお辞めになったときに、事業主から雇用保険の被保険者資格喪失届が出てまいります。これが複写式になっておりまして、離職票というのが記載しますと複写ででき上がります。それをハローワークで認定いたしまして、それが求職者、離職者にわたることになっております。その離職票をハローワークに持ってきていただいて求職の申し込みをしていただくこととなります。

雇用保険の受給中の方は、すべてハローワークに求職の申し込みをしていただいて、ハローワークが職業紹介をする余地があるという状態に置くことにしております。ですから、失業の認定の過程で態度がおかしいときは、その求職の申し込みを根拠として職業紹介を打つことになってございまして、そのときの態度によって失業の認定をする、しないを決めるということです。

失業の認定のところには書いてございませんけれども、給付制限処分というのがございまして、職業紹介を拒否する、あるいは職業指導を拒否する場合につきましては、認定しないだけではなくて更に給付を1か月間止めるという懲罰的な仕組みがございます。紹介拒否の中身につきましては、紹介先の企業で余りやる気のない態度を見たときも紹介拒否ということが要領上ははっきり書いてございまして、そういう情報を使って1か月間給付を止めるということを実際に行っております。

13番の職業相談と21番の職業紹介というのが職業紹介のところに書いてございますけれども、今、申しましたようにハローワークで職業紹介を打つ過程で、そのときも態度も見ながら失業の認定をする。この辺りは一体的にやっております。

3ページ、ハローワークの関係の行政体制について整理した図でございます。公共職業安定所が全国に591ございまして、いわゆる人材銀行、ハローワークプラザといった付属施設につきましては、各ハローワークの部門が外に出たという扱いでございます。人材銀行につきましては、全国12か所で、これは今の「市場化テスト」の対象になってございまして、来年4月から実質的にスタートするということです。それ以外にハローワークプラザというのがございまして、これはハローワークの一部門が便利な場所に出向いているということで、駅近くの便利な場所にこういうプラザをつくりまして職業紹介するというものがございます。

学生職業総合支援センター等の三つは、規模によって名前の付け方が違うだけございまして、やっていることは一緒です。新規学卒の職業紹介をするという位置づけのものでございまして、これもハローワークの学卒部門を外に出しているものでございます。

ヤングワークプラザ、これは若者の職業紹介、特に就職が難しいような若者を重点に対応しようというものでございます。名前はいろいろな名前が付いておりまして、東京とか大阪はヤングハローワークだとか、ユースハローワークだとかという名前を付けております。これもハローワークの若者の紹介部門を外に出したものでございます。

マザーズハローワークですが、これは子育て中の女性の再就職支援を中心にやりますけれども、これにつきましても、ハローワークの子育て中の女性について手厚くする部門につきまして外出しをしているという整理でございまして、ハローワークの一部門という整理で全体が成っております。ただ、人材銀行につきましては後ほど申しますような理屈があるものですから「市場化テスト」にかけられるということでかけているものでございます。

4ページは、今、御説明したものが再度掲げられておりますので、省略をいたします。

5ページは、ハローワークの内部組織図でございまして、中規模所だと大体こんな感じになっているというものでございます。

雇用保険部門が一番上に書いてございますが、その下の職業相談部門、事業所部門ということで、職業紹介あるいは求職受理をやるのが職業相談部門でございます。事業所部門は、求人受理、事業所指導をやる部門でございます。

専門援助部門と書いてございますけれども、これは就職が難しいような人、学卒だとか障害者等を中心に、特別の、企業の相手、あるいは労働者の相手を両方するという考え方でございまして、職業相談部門と事業所部門が障害者等にくっついて組織されているというふうにごらんいただければ結構かと思えます。

それ以外の管理をするのが庶務課でございます。この部門は、ほとんど人がいないという状態でございます。労働局の方に事務を集中するという考え方でございまして、相当人

は少ない状態です。

5 ページの下の（注）に書いてございますように、人材銀行・ハローワークプラザ・ヤングワークプラザ・マザーズハローワークについては、職業相談部門及び事業所部門の外出しでございます。

学生職業総合支援センター関係については、専門援助部門の外出しというものでございます。

6 ページ、最近のハローワークの業務関連指標の代表的なものでございます。

（1）が就職率でございまして、最近目標管理というものを始めまして、16 年度以来目標管理というのがスタートしておりまして、18 年度からは局ごと、所ごとの目標も設定しております。ここに書いてありますのは、全国レベルの目標値でございまして、平成 18 年度は 32% 以上を目標にしておりますが、8 月までの段階で 33.2% の就職率でございます。

雇用保険受給者の早期再就職につきましても、そういう数字で目標を設定しております。

7 ページ、障害者の就職件数、あるいは（4）にございますようなフリーターの常用雇用者数につきましても目標を設定しております。それ以外にも細かい目標値がございましたけれども、代表的なものはこういうものでございます。

8 ページ、（5）にございますのはハローワークの関係予算でございます。これは、ハローワークで雇用保険の給付として御本人に払っております失業等給付ですとか、あるいは助成金という形で事業主に支払われているものを除いたものが全部入ってございます。

ですから、いわゆるソフト対策でカウンセリングをするときの人件費も全部入っているというのですが、年間 1,900 億円ということでございます。

8 ページ（6）の関係従事者数でございますけれども、正規職員につきましてもは 1 万 2,000 人強でございまして、非常勤職員が 1 万 1,000 人強、平成 17 年度でございまして。

この非常勤につきましてもは、9 ページのところにハローワークの指標がございまして、新規の求職者数、それが業務量が割と的確にわかるものなんです。それに比べまして、正規職員につきましてもは、雇用状況が悪くなってお客様が増えたとしても職員が増えない状況でございまして、こういう対応につきましてもは、非正規の職員、非常勤職員で対応しているということです。一言で言いますとパート職員の方で雇用情勢の変動については対応している。傾向として正社員はずっと減らしてきているというのが今の現状でございまして。

10 ページは「5 . ハローワーク業務の市場化テストについて」でございまして。今回の民間要望については読ませていただきましたけれども、なかなか難しいというのが私どもの考え方でございます。

一つが、10 ページの上の に書いてございます、ILO 第 88 号条約の関係でございまして。この条約につきましてもは、日本が批准しているわけですがけれども、条文の 2 条で「国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系の職業安定機関を設ける」ということが書いてございます。

9 条で、職業安定組織の職員は公務員でなければならないという記述がございまして。必

要であれば後ほど条文等も英文も付いてございますので御説明したいと思います。

この条約の解釈につきましては、ILO条約勧告適用専門家委員会というのが第一義的にILOで判断されるわけですが、そこに日本の代表として参加されている横田先生にも解釈をお聞きして、違反と言われないようにしようということで考えました。

職業紹介、求人受理、求職受理、これはこの条約の6条にこの条約がカバーする業務という記事があるんですけれども、その6条の中でこういったものについては公務員がやるとしか解釈できないということでございますので、こういったもの以外について「市場化テスト」なり民間委託ができないかということで、私どもとしては積極的に工夫していこうという立場でございます。

でございますけれども、雇用保険制度の健全な運営のために、保険者たる国自ら雇用保険と職業紹介を一体的に実施して、受給者の就職の意思を厳正に確認することが必要不可欠であるということを書いてございます。

これにつきましては、西欧先進諸国はほとんど雇用保険と職業紹介を一体的にやっております、日本の制度はアメリカのをまねしたんですけれども、アメリカもそういうやり方しております。

その理由は、勤労権の保障に前提があるんだと思いますけれども、憲法27条の勤労権の保障の考え方が、まず全国ネットワークの職業紹介をして、できるだけ就職していただくということが前段階にありまして、仮に就職できない人については一定の要件を満たす人について金銭給付するという考え方でございます。

ですから、まず職業紹介ありきで辞めたから金を出すわけではないという考え方でございます。

そうしますと、求職活動の事実ですとか、あるいは就職の意思がきちんとあるかどうかということについては、厳正に確認しないと給付ができないということでございまして、そういったことがヨーロッパ諸国の常識になっているということでございます。

そこに「現に、欧米主要国においても」ということでイギリスの例が書いてございますけれども、これはイギリスが1974年の労働党のウィルソン政権時代に、両方を切り離した方が効率的ではないかということで切り離したんですが、結局は失業の認定がうまくいなくて濫給批判が起きまして、サッチャー政権時代に二つの機能を統合して仕事をするようになったということでございます。その段階で雇用保険の給付の仕組みも変えておりませんし、雇用情勢も変わってないんですが、受給者が減ったという経緯がございます。

3分の2に減っているの、日本は2兆円ぐらい雇用保険の給付を出しているんですけれども、逆算すると大変なことになるので、そういった濫給は避けるという対応は絶対必要ではないかと思っております。

10ページの「また」以下にありますように、OECD雇用戦略というのが1994年にまとめられたんですが、最近、今年の6月に改訂された中でも、この雇用保険と職業紹介と雇用対策という三つの機能が統合されるべきだとされておりますので、こういったことが

重要ではないかと思っております。

11ページのでございますが、年齢制限の撤廃や男女差別求人の是正等につきましては、職業紹介と一体的にやる方が効率的ではないかと思っております。これにつきましては、障害者雇用率 1.8 %を達成しただけ言ってもなかなか達成できませんので、職業紹介をセットして、その企業にあった障害者の方、あるいは高齢者の方を御紹介する過程で、障害者雇用率を達成したり、あるいは年齢制限の撤廃をするということが大事ではないかと思っております。

あとは省略いたしまして、12ページでございます。「市場化テスト」の導入の理由づけでございますけれども、求人開拓事業につきましては、先ほど申しました求人受理に当たらないという整理でございます。求人開拓してきていただいて、それを違法か合法か、あるいは事業主に対して是正指導するかどうかということについては、ハローワークで責任を持つという整理で「市場化テスト」の対象にしているものでございます。

キャリア交流プラザにつきましては、ハローワークの一施設でございますけれども、これにつきましては職業紹介をしていないということでございます。中高年齢者、ホワイトカラー層を中心にカウンセリング等をして、あるいは経験交流をして、就職する気になっていただいているいろいろな機関を使って就職してもらおうというものでございますので、「市場化テスト」に出せるという整理でございます。

人材銀行につきましては、専門、管理職の職業紹介をするところでございます。職業紹介なり、あるいは求人・求職受理はしておるんですけども、先ほど冒頭に御説明しましたILO88号条約の解釈で、全国ネットワークの職業紹介をセーフティーネットとして組むという部分についての条約だという整理にいたしまして、この人材銀行につきましては単体で、東京人材銀行でしたら東京人材銀行だけで求人・求職を受けてマッチングをする施設でございますので、全国ネットワークとしてのセーフティーネットとしての機能は果たしていないとぎりぎり判断できるのではないかという考え方で、各方面を説得いたしまして導入してきているものでございます。

そういう考え方からいたしまして、12ページの一番下にございますけれども、今回民間提案にございましたさまざまな施設につきましては、ハローワークの一部門を切り離したただけでございます。完全に全国ネットワークの職業紹介の一翼を担うものでございまして、なかなか「市場化テスト」を導入することは難しいのではないかと考えてございます。

あとは飛ばしまして、資料2でございます。若年版キャリア交流プラザの考え方でございます。

これにつきましては、大阪1か所だけでモデル事業として17年度、18年度実施してございます。この事業につきましては、各方面からさまざまな御意見がございました。関係国会議員の方からは、ハローワークの直轄事業がないのにどうして民間だけに「市場化テスト」として出して、比較もできないのにどうするんだという御意見ですとか。あるいはこのお金が雇用保険3事業という経営者の方から出していただいたお金を使っているもの

ですから、雇用保険3事業の見直しにつきまして、雇用保険3事業の見直し検討会議というのを私どもの方で経済団体の方に入らせていただいておりますが、こういうことは「市場化テスト」という名前には値しないのではないかという御意見もございまして、19年度につきましてはやめさせていただきたいと考えてございます。

現実にも就職率が34.7%ということもございまして、これは中高年齢者を対象としておりますキャリア交流プラザなどは、大体6割弱ぐらいにいたっているんですけども、それに比べると相当低いということです。

あるいはヤングワークプラザといいます、ハローワークの職業紹介をやっているところでは、これは自己就職等を併せたものなんですけれども、大体5割強ぐらいの就職率になっておりますので、かけているお金の割には厳しいのではないかとということで対応させていただきたいと思っております。

続きまして、雇用保険3事業の見直し、資料3-1でございます。最初のページに最終的な見直しの結果が書いてございます。これにつきましては、行政改革の重要方針の中で、雇用保険3事業については廃止も含め徹底な見直しを行うというふうにされてございます。費用負担者でございます、日本経団連等の事業者団体に入らせていただきまして、見直し検討会議をやらせていただきました。

その中で、3事業といいますのは、雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業という三つの事業ですけれども、その中の雇用福祉事業につきましては廃止すべきだというふうに提言をいただいております。

雇用安定事業、能力開発事業につきましても、雇用保険3事業といいますのは、ちょっとページを飛ばしていただきまして、資料4- の10ページに枝分かれ図が付いてございますけれども、雇用保険は二つに分かれます。失業等給付と3事業に分かれます。

雇用保険につきましては、労使折半保険料で運営しております失業等給付という、労働者本人給付の部分と。

落合委員長 あと全体で2、3分しかありませんので、よろしくお願いたします。

生田総務課長 わかりました。3事業につきましては、先ほど申し上げたようなことで、抜本の見直しをするというふうに考えてございまして、1ページに書いてあるとおりでございます。全体の予算といたしまして、19年度の概算要求で542億円の減ということにいたしております。平年度ベースではもっと減ということで見直しをいたしております。

次に労働福祉事業につきまして、お願いします。

勝田労災補償部労災管理課長 それでは、労働福祉事業の見直しについて御説明します。資料3-2でございます。

1ページ目に「労働者災害補償保険制度とは」というところで書いてございますが、基本的には労働者の方が業務災害に遭った場合、あるいは通勤災害に遭った場合について保険給付、補償をするということと、併せてそういった方々の社会復帰の促進や遺族の援護措置、あるいはそれ以外の適正な労働条件の確保等をこの保険制度で行っております。

2 ページ目にその概要を書いておりますけれども、全体は約一兆円の事業で 9,000 億円が本来の保険の給付等を行っていて、1,000 億円が労働福祉事業ということで行っています。労働福祉事業の詳しい中身は、3 ページをごらんください。基本的には社会復帰の促進事業、援護事業ということで、被災者の方に義肢・車いすを送ったり、遺児に対する奨学費用を出したりする事業。それから、安全衛生確保、まさにこれによって逆に保険料を引き下げたりできるわけです。それから、労働条件確保事業、勤労者財産形成促進制度に対する援助ですとか、未払い賃金立替払い等を行ってございます。ただ、これを労働福祉事業廃止を含めて、抜本的に見直しということでございますので、それについて検討を行っているところでございます。

5 ページに、これまで何をやってきたかということが書いてございますけれども、個別の事業者の方々に入っていたいただいた懇談会をやって意見交換をする。あるいは各事業について成果目標を定めて見直しを行っていくという形を取っております。

落合委員長 済みません。予定された時間をやや超過しておりますので、公共サービス改革法との関連にポイントを絞って、簡潔にお願いします。

勝田労災補償部労災管理課長 済みません。そういう意味では、これは直接関係はございませんので、あと 1 点だけ申し上げますと、事業主の方々に入っていた見直しをやった上で、保険の給付と一体的な給付や、労災保険の適正な運営に関するものに限ったものにするということで、今後労働者の代表を入れた労災保険部会において審議した上で、所要の法改正することを予定してございます。

生田総務課長 最後に資料 4 - 1 でございますけれども、ハローワーク関係業務の定員純減でございます。これにつきましては、行政改革の関係委員会で御議論いただきまして、表の上でございますように「市場化テスト」による外部委託化によりまして 121 人の純減。

定型的な相談問合せ、これはコールセンターで電話交換業務プラス定型的な相談につきましては、そのコールセンターで全部対応することによりまして、258 人の純減。

雇用保険のセミナーについては、既に民間委託をしておるんですが、雇用保険受給者以外の職業紹介を受ける人についてのセミナーを外部委託することによりまして 22 人ということで、501 人の純減という考え方でございます。

19 年度につきましては、その下に書いてございますように、97 人の減をそもそもやるつもりでございますけれども、20 年度以降につきましては、今、どういうふうに割り振るかについて検討しております。この 501 人を割り振っていくという考え方でございます。

それ以外に、定員合理化計画というのがございまして、ハローワーク関係につきましては、平成 18 年で 133 人の減でございますが、これプラス 501 人、本当はこれはハローワーク分なので、地方安定ですと 671 人なんですけれども、その 1 年にならした分を足すと 300 を超えるということで、相当激しい削減をするという見通しでございます。

清川労働保険徴収課長 資料 4 - 2 で「国の行政機関の定員の純減について」の労働保険分につきましては、簡単に御説明させていただきます。

落合委員長 言わば「市場化テスト」との関連ですね。

清川労働保険徴収課長 はい。それに絞って一言だけ申し上げます。

1ページ～6ページまでは、労働保険の関係で、前回は御説明させていただきましたので、7ページの外部委託を行うこととされている業務と「市場化テスト」についての考え方だけ簡単に申し上げさせていただきます。

7ページをお開きいただきますと、まず業務としては、そこで と書いております、労働保険の適用・徴収関係の業務で、OCRの入力ですとか、電話での簡易・定型的な質問への回答等の六つの義務が上がっているところがございます。これについては、19年度～22年度までの間に順次実施するという事を考えております。

下の方で「7 市場化テストの実施についての考え方」でございますが、これらの業務については民間競争入札の対象とする公共サービスの選定基準として三つ上がっておりますけれども、これらにはいずれも該当しないだろうと考えております。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、各委員から御自由に御質問、御意見をお願いいたします。

斉藤委員長代理、お願いします。

斉藤委員長代理 一つ教えていただきたいんですけども、失業者を認定するという仕事があって、当然それをハローワークにファイルなさる。この方が民間のエージェント、人材派遣会社にも公式に認定された失業者として登録することもできるわけですね。

現実には、我々が知っている世界では、そういう認定をしていただいて、失業保険をもらって上で民間人材派遣会社のところへ行ってまた失業者として登録して、職を探して、二股かけておいて、民間でいい職が見つかったからといって移っていく人もいます。

同時に今度は採用している企業から見て、こんなハローワークの便利な制度はないと言っている所もあります。つまり民間に頼めば金が取られるので、ほとんど同格の人間がハローワークで見つかってしまう。ただで人を見つけることができ、日本の制度は非常に使いやすいということを言っているような外資系の企業もたくさんあります。

結局は、国民の税金を使って、外資系に限りませんが民間企業を援助しているような制度になっているところがあることは否定できません。そういうことから考えると、確かにILOの問題がベースなんだろうから認めなければいけないのですが、ただこの法律ができた時点だとか、横田先生がこういうものを民間委託することが違反だとおっしゃっている問題点は現状とは少し違うのではないかと思います。ILOでいうワーカーを探していた時代や、今、マザーズハローワークとか介護とかを限定して職探しされる方だとか、学生、例えば大学を出た学生の職探し等とは、ちょっと違うんだと思うんです。確かにILOが言うところのブルーワーカー的な、あるいはアメリカで問題になる人種的な問題とかあるのは解ります。しかし、今、日本でどんどん多様化されて、ヤングだユースだという言葉をいろいろ変えて、マーケットを拡大していかれる。そこは民間に十分やら

せられる事業がミックスして存在している。つまり全部できるということではないんですが、ヤングの人だとか、オフィサーとまではいなくても、ほぼマネージャー的なポジションを求めているような人の斡旋でもこれが民間開放できないというのは、ちょっとよくわかりません。

解釈の差なんだろうと思うんですが、大学の先生がそれは違反のおそれがあるとおっしゃっている内容と、現実的に日本で行われているハローワークの部分の仕事とは違うんだと思いますけれども、いかがでしょうか。

生田総務課長 まず雇用保険と職業紹介のリンクとの関わりでございますけれども、雇用保険の失業認定につきましては、まずハローワークで求職の申し込みをしていただいて、ハローワークで職業紹介が打てる形にした上で実際の失業認定におきましては、民間の紹介所を活用されたり、あるいは民間の派遣会社に登録されたりという形で仕事を探されたりということも了解する考え方でございます。

ただ、民間の紹介所等を活用される過程で、本当はやる気がないのではないかというときは、もう臨機応変に職業紹介が打てるようにしないと濫給になりますので、そこはきちんと確保できる体制にしておくというところに非常に意味があるというのが私どもの考え方でございます。

実際に対応が変だと職業紹介を打つというふうにしておりまして、それで雇用保険の給付の適正が担保できているというのが一つでございます。

ハローワークの職業紹介の対象者との関わりなんですけれども、日本でも規制緩和を非常に進めまして、民間の紹介所につきましては相当幅広く職業紹介ができるようになりまして、事実上の届出制になっているのではないかとされておりまして。

そういう過程で、割とハイレベルの方につきましては、やはり民間の紹介所を本当に使われていると私どもは思っております。

先ほど申しましたように、在職者の方を中心に一部の失業者の方も含めて民間の紹介所を使われているんですが、ハローワークにつきましては失業者の方がほとんどでございます。雇用保険受給者の方が半分ぐらいを占めております。先ほど人材銀行を「市場化テスト」に出すということで御紹介いたしましたけれども、人材銀行につきましても民間の紹介所と比べるとやはりレベルが若干下がる。それも失業者の方でございます。年収で見ましても、やはり賃金の相場で申しますと高く大体400万~700万ぐらいが人材銀行でございます。ちょっと違うんですが、ただここは思い切ってILO条約上の問題がないというふうにごりごり整理して出そうということです。

それ以外の分野につきましては、なかなか就職が難しいといいますが、採算ベースに乗らないといいますが、そういうタイプのものが多いでございます。ILO条約もそうなんですけれども、無料の職業紹介という整理になっているんです。無料の職業紹介といいますが、求職者にとって無料というのは当然のことなんですけれども、今の国際標準は企業からも金を取らないという整理になっているんです。その理由は、想像しますと企業からた

くさん求人を出してもらわないと大量の失業者のマッチングができないのではないかと
いう考え方、大量に求人を出してほしいということと。もう一つは、実際に手数料を仮に取
ったとすると、就職されたときに労働者の賃金に跳ね返って賃金が下がるのではないか。
結局労働者の不利になるのではないかという心配がぬぐい切れないからそういうルールに
なっているんだと思っております。その基本ルールはなかなか外せないのかなと考えてご
ざいます。

ただ、我々「市場化テスト」にもいろいろなメニューを出させていただいておりますけ
れども、条約との整合性との関係で出せるものは積極的に出していこうという姿勢でご
ざいまして、これからも切り出せるものは出していったらいいのではないかと
いう考え方ではございます。

落合委員長 ほかに御意見ございますか。

榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 ILO条約がもしなければ、ほとんど出せるというふうに理解していいん
ですか。それとも、あってもなくても出せるものと出せないものがあるのか。なければほと
んど出せるんだけれども、あるために出せないというふうに理解したらいいんでしょうか。
それはどういう理解をしたらよろしいでしょうか。

生田総務課長 ILO条約につきましては、相当幅広い業務範疇について規制しており
ますので、それを前提に考えますと私の先ほど申し上げたような説明になるんですが、仮
にないとすると、個々の政策判断になってくると思っております。

そういう中では、例えば雇用保険との関わりで、雇用保険をどういうふうに整理される
かというのはまた別途の問題があるのかもしれませんが、仮に雇用保険がいろいろな処分
とかがたくさん入ってしまっていて、相当大きな不利益処分がたくさんあるので、それは国が
やるという前提で考えますと、国がやる雇用保険と職業紹介は少なくとも一体的にやらな
いと濫給になって雇用保険財政にも相当悪影響が出て保険料負担増につながるわけで、そ
ういったことは絶対に避けなければいかぬということが一つあると思います。

それ以外にも個々の政策ごとにいろいろな問題点があって、それを個々に詰めていくと
いうことだと思えます。今、条約があるためもあるんですが、そこまでも至らないとい
うのが今の現状だと思えます。

榎谷委員 いわゆる濫給があるという、それは一体でないというのはわかる気がするん
ですけれども、それは海外でそういう事例があって、気を付けなければいけないとい
うのはわかるんですが、それは連携とかマネージャーをしっかりとすれば濫給も相当防げる
のではないかと思います。一方、効率化の方も相当できるのではないかと思います。

そういうことを考えると、分離したからイコール濫給ということにはならないんではな
いかと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

生田総務課長 これは組織論の問題で、要するに異なる組織間での連携と同じ組織間
での連携が、どちらが効率的にできるかという価値判断の問題ですので、なかなか私がこう

いうふうに言っても理解していただけないかもしれません。ただ、雇用保険業務につきましては相当大量の事務処理が必要でございまして、今の段階では民間の方は少なくともノウハウを持たれてないという中で、それも組織間の連携とか組織内の連携ということを厳密に考えますと、とにかく失業の認定一個一個について紹介部門と連携してやらないといけないというのが本来の姿ですので、ハローワークによりますけれども、場合によっては雇用保険の担当者と紹介の担当者が同じ人のところもございまして、そういう中でなかなか別のところをお願いして連携していくというのを最初から採用するのは難しいのではないかと考えております。

こういった点については、日本経団連のような経済団体の方からも、この一体性だけは崩さないでほしいと逆に注文を受けておりまして、そこは安易に外せないというふうに、雇用保険を所掌する、財政責任を負う立場としては考えております。

落合委員長 吉野委員、どうぞ。

吉野委員 民間機関のスタンプでも有効ですね。

生田総務課長 先ほど若干申し上げましたけれども、失業の認定につきましては、必ずしもハローワークの職業相談とか紹介に乗らなくても民間の紹介に乗っているというのでも、就職活動実績としてカウントして失業認定をいたします。

ただ、ハローワークでどうして職業紹介と一体的かと申し上げているかといいますと、まず最初に求職の申し込みをした人について受給資格の決定をしまして、常にハローワークで職業紹介を打てる枠組みを残しておくところに非常に意味がございまして、個々の失業の認定については民間の紹介所の紹介ということで認定されることもございましてけれども、その態度いかんによって実際に職業紹介をハローワークで打ちまして、例えば求人企業での対応がやる気がなさそうだということについては、失業認定はしないということになっております。

雇用保険法の中に、紹介拒否の場合の給付制限処分が書いてございまして、これは1か月間給付を更に止める仕組みでございまして、ですから、失業認定のときに1回認定しただけではなくて、更に止める処分までやる仕組みでございまして、紹介拒否ということについてはハローワークの職業紹介を打ってどういう対応をするかということについて決めるという考え方でございまして。

落合委員長 吉野委員、どうぞ。

吉野委員 今の前段の話は、余り現実的でないように私は思います。現実的にはスタンプが三つ押されているかどうかという極めて機械的な話ですから、意味がないと思います。

生田総務課長 以前、職業紹介と雇用保険のリンクについては、相当緩い時期がございました。これは歴史を振り返りますと、昭和40年代に入るまでは相当厳しく雇用保険と紹介とやっております、言い方は悪いんですけども、例えば結婚退職の女性がいらっしやったとすると、求職活動について雇用保険部門で相当激しく確認をして、スタンプだとか、そういう感じではなくて、相当きめ細かく確認して、実際に職業紹介も打って、その

ときの態度で給付を止めるということを現実にやっております、警察よりも怖い職安だと言われていた時期もあったんですけれども、その後昭和 51 年以降相当緩んでしましまして、雇用保険等の部門につきましては、相当書類審査的な色彩が出てまいったんです。

ここ 4 年ぐらいは、そういうやり方はやめまして、やはりきちんと失業の認定というからには、御本人の就職活動だとか、就職の意思を確認しないといけないだろうということで、民間の紹介所を利用されていることが紙に書いてあったとしても、それだけでは失業の認定はせずに、具体的にどういう活動で、どういう希望で、どういう相談を受けたのかということ、きちっと雇用保険の窓口で確認するようにいたしております、ケースによってハローワーク自体の紹介も打つように現実にいたしております。ですから、大分以前とは変わってきているということでございます。

吉野委員 後段の方の話ですけれども、要するに、拒否というのが実質的に何を意味しているのかはなはだ疑問に思えるんです。求人と求職のマッチングというのは、あなたに適当な職業はこういうことですよと紹介をするけれども、本人はそれではなくてこういう会社がいいというような相談をしながらやるわけですね。そうすると、その結果嫌だというものを押し付けるということは職業紹介所としてはできないはずだから、それを拒否などという話は現実にほとんど起こり得ないのではないのですか。

生田総務課長 委員のおっしゃるのは、非常にごもつともだと思っていますけれども、一応、ハローワークで職業紹介をするときに、職業安定法の中に適格紹介ということが書いてございまして、ここにあったような求人をマッチングさせるということになってございます。

ですから、雇用保険の受給中の方につきましても、実際に職業紹介を打つときに御本人の希望だとかと余り懸け離れたような職業紹介は打てませんから、御本人の希望に比較的近いようなものについて職業紹介をさせていただくんですけれども、それに対して余りいい態度を示さないとすれば、やはり雇用保険上も一定の対応が必要ではないかと思っております、雇用保険制度上もそういう仕組みがビルトインされているものですから、そういう形に対応させていただいておるところでございます。

落合委員長 どうぞ、斉藤委員長代理。

斉藤委員長代理 物すごく失礼な質問をいたしますので、そこはこう間違っていると教えていただきたいんですが、9 ページにある表で、完全失業率がぐっと 6 % 近くまで上がっていったにもかかわらず、正規職員数はこんなに減って 1 万 2,000 人になったんですが、いわゆる非常勤の職員を 1 万 1,000 人お使いになっていた。

結局、その次のページにあります横田先生の解釈で、職業紹介、求人受理、求職受理の民間委託は違反だという解釈の下で、1 万 1,000 人のいわゆる非正規社員をお使いになって、増えた失業者の対応をなさったということを見ると、まさしく公共サービス改革法が適用できるのではないかと。つまり、非正規社員のところを民間にするわけです。それで 1 万 2,000 人の官で管理指導される。

確かに、表面上は減っていますけれども、これは予算の1,900億円の中で人件費が相当だと思えますけれども、正規職員1万2,000人と非常勤職員1万1,000人ですから、ほとんど半分ぐらいづつになりますね。やはり国家予算として相当の非正規社員をお使いになっているわけですから、そこを民間にやらせるということがきれいにはまってできるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

生田総務課長 これにつきましては、まずILO条約の解釈がございまして、これはヨーロッパ諸国もやはり困っているんです。正社員だけで対応しろというのはできないものですから、このILO条約の解釈につきましては、各国が公務員だというふうに整理されている公務員だったらいいということになっておりまして、日本の場合ですと国家公務員法とか地方公務員法という公務員について規律した法律がございましてけれども、その国家公務員法の中では、この非常勤の職員も国家公務員だという整理になってございます。

斉藤委員長代理 公共サービス改革法では、みなし公務員とみなすとなっています。

生田総務課長 わかりました。ですから、そのみなし公務員だとだめだということなんです。国家公務員法上の、あるいは地方公務員法上の身分として、公務員だと整理できるものでないと難しいという考え方でございます。ですから、この非常勤につきましては、パート社員でございましてけれども、ぎりぎり公務員だという整理で条約をクリアーしているという読み方を、これもまたぎりぎりやっておるんです。

もう一つは、人件費のレベルでございまして、正規社員と非常勤職員だと、やはり相当、格段の差がございまして、やはり非常勤の方は日給が6,000円とか7,000円とかそんな感じで働いていただいております。それ以外のコストはそんなにかかっていませんので、ボーナスを出すだとかということもないわけですから、正社員を減らして、非常勤を景気の悪いときについてはそれなりに増やしておるんですけれども、コスト的にはずっと下がってきているというのが現状でございまして。この1,900億円というのは、実はもうちょっとかかっていたんですが、相当下がってきている状況でございまして。

落合委員長 今の斉藤委員長代理の質問に関連して、国家公務員法上の公務員でなければいかぬ、ほかのみなし公務員ではだめだというのはどういう理由なんですか。

生田総務課長 みなし公務員といえますのは、みなされている規定がいろいろあるんだと思えますけれども、条文の読み方としては、身分として公務員としての安定がそれなりに確保されているという意味で、国家公務員法上の公務員という意味でございまして。

例えば、辞めるときに人事院の関与があるだとかそういうことにつきましては、非常勤の職員でもそうでございまして、そういったいろいろなルールが適用されているということが大事だという考え方でございまして、我々も公務員の専門家ではないので詳しくはわかりませんが、そういう考え方でございまして。

落合委員長 だから、国家公務員法上の公務員とみなし公務員とで、具体的にいろいろな条件についてのどの程度の相違が生じているかという点が恐らく問題になるところで、実質的にほぼ同等のものであるようなみなし公務員について、それは含まれないんだという

解釈は余りにも形式的で、ちょっと合理性を欠く解釈のように思います。

生田総務課長 その両者の違いについては、また整理した紙をお届けしたいと思いますけれども、そういうふうな解釈をしております。

斉藤委員長代理 私、自分がみなし公務員と言われたので、みなし公務員とは何ですかとお尋ねに行ったんです。会計検査院の検査対象になるならばそれは公務員ですと。いわゆる、それは準国家公務員ですというふうに法制局で説明を受けました。

そういうことでいくと、私は、この公共サービス改革法が検査対象になっているのかわかりません。

事務局 これは、公共サービス改革法ということではなくて、国からお金をもらっているかどうかの問題になってまいりまして、今の法律では国から業務を受託しているもの、会社であれば会社になるんですが、そこは検査対象として指定することができるということになっております。指定されましたならば、直接、会計検査を受ける義務が生じます。

落合委員長 ほかに、いかがでしょうか。

本田委員、どうぞ。

本田委員 今のみなし公務員の問題ですけれども、今、おっしゃった解釈というのはだれがやっているんですか。これはILOが解釈権を持っているんですか。

生田総務課長 最終的には、ILOが解釈権を持っております。

本田委員 それに対して、日本の方から拡大解釈で、今、監理委員会側が申し上げたような方向で検討していこうというお考えは厚生労働省にはないんですか。

生田総務課長 これにつきましては、国が雇っている職員だという整理でございますので、要するに国家公務員ですから、ILO条約の考え方として、この部分について、各国ともみんな同じ考えなんです。オーストラリアみたいな国が例外的な対応をしておるんですけれども、それ以外の国につきましては同じ考え方でございますので、なかなか難しいのではないかと考えております。

本田委員 まさにつくったときから随分状況が変わってきているわけです。これはあくまでもILO88号の問題で、公務員がどうのこうのではないんです。まさに、雇用なりいろいろなことをやっていこうというのが目的であります。その目的のためになぜ公務員でなければいかぬかという中でいろいろなことをしているわけですから、常に環境変化の中で、できるだけ拡大解釈でいい方向に持っていこうという努力をしないと、これがあるからだめだというような形になると、我々は違和感があってしようがありません。

生田総務課長 我々としても、そういう考え方で、例えば人材銀行につきましてはなかなか難しいのではないかという考え方もある中で、ぎりぎり何とかなるのではないかとということで話をさせていただいて対応をしております、決して全部排除するという考え方ではございませんので、できるところについてはやっていきたいという気持ちでございます。

落合委員長 森委員、どうぞ。

森委員 先ほど、雇用保険と職業紹介とは一連のものであるということの中で、取り分け、生田課長は濫給を防止するというをおっしゃいました。実際、濫給というのは、例えば全国 591 の公共職業安定所がございますけれども、どのぐらいのボリュームなんですか。濫給を防止するというの意味はわかりますけれども、どのぐらいの、ある面では、現場でそれが跳ね出したというような統計的なものはあるんですか。

生田総務課長 濫給は、現在はないという整理で私どもは仕事をしておりまして、ないはずなんです。仮に失業の認定が緩くなって、きちっと求職活動をしている事実だとか、あるいは労働の意思がない、働く気がないということがはっきりわからないということになりますと、これはイギリスしか失敗例がないのでわかりませんが、イギリスの例だと、1.5 倍を超えてしまうと思います。

そうしますと、雇用保険の給付が大体 2 兆円ぐらいでしたら、1 兆円ぐらい乗ってしまうということだと思っております。スケールが相当大きいですから、そういうことは避けるようにきちんと対応しなければいけないと思っております。

落合委員長 森委員、どうぞ。

森委員 そういうふうな、いわゆる現場の方のチェックということがきちっとできる体制であるならば、先ほど齊藤委員長代理がおっしゃいましたように、例えばヤングプラザだとか、マザーズハローワークとか、いわゆるセグメントにして特化したようなところというのは、ある面では民間に任せた方が、逆に言うと、本来、例えばハローワークとしてどうしてもやらなければいけない、そういう濫給を防止するとか、そういうような視点でやった方が、俗に言いますと、そういう特化したところは、もち屋はもち屋でノウハウを積んでいかれるのではないかと思います。その辺の考え方はどうなんでしょうか。

生田総務課長 私どもの付属施設につきましては「市場化テスト」に、例えば人材銀行を出させていただき、あるいはキャリア交流プラザを出させていただいているんですけれども、今、お話がございました、例えばヤングワークプラザですとか、マザーズハローワークにつきましては、先ほどILO条約との関係で触れましたけれども、ヤングワークプラザで求人申込をした企業というのが仮にあるとして、その求人については全国のどこのハローワークでも活用して職業紹介のマッチングに使われます。それから、ほかのハローワークで求人申込をしたものも、このヤングワークプラザを活用するというございまして、最低限のセーフティネットとしての職業紹介の中に組み込まれているという整理でございます。

ですから、そういうふうなものではないようなものにつきましては、人材銀行のように考える余地が出てくると思いますけれども、現在あるこういう施設につきましては、そのままではなかなか条約上、難しいことかと考えています。

森委員 それでは、そういうものを取り出すことというのはできませんか。

生田総務課長 これは、いろいろな考え方がございまして、ハローワーク関係の施設につきましては、こういう行政改革の時代ですので、人も減らすし、施設の数も減らすとい

う方向でございます。

それで、ILO条約を担保する、ILO条約の3条にハローワークの設置基準について書いておるんですけども、ページで言いますと、18ページのArticle 3、3条の1のところですけども「その体系は、当該国の各地理的区域について十分な数であつて使用者及び労働者にとつて便利な位置にある地区職業安定機関及び適当な場合には地方職業安定機関の網状組織から成る」となつてございまして、要するに利用者にとっての利便性も考えながら配置するということなんですけれども、どちらかという、数をずっと減らしてきているところでございます。こういった付属施設につきましても、方向としましては減る方向、増えないのではないかと感じてございまして、必要最小限のものとして整理しております。

ですから、仮に一つについて民間にお願いするというふうな価値判断があるとすれば、その場合は完全に切り離してそこだけでやるということになるんですけども、そういう余裕はないというのが現状でございまして、ですから、切り離して民間にお願いするんだったら、コスト的にはセーフティーネットとしての最低限のものを維持するという観点からやめると判断しかなくなってしまうというのが、苦しいですけども、そういう考え方でございます。

落合委員長 それでは、小幡委員、どうぞ。

小幡委員 今の切り離しの問題ですが、ILO条約については私も行政減量・効率化会議の方でいろいろ伺っていますが、各委員のお話からもわかりますように、少なくとも都市部の一部を完全民営化してもらつた場合には、失業給付の方の濫給とかの問題がかなり出てくるかもしれないというお話はまだわかるとしても、完全な民営化ではなくて、今、ここで議論しているような民間委託という民間開放の話であれば、言わば完全切り離しではないわけですから、業務としてこういうふうにやってもらうという指示をして民間に効率的にやってもらうにすぎないので、別に濫給の方はそれほど心配なく、それは工夫次第でできるのではないかと思います。

今、非常勤公務員でやっていらっしゃるところが、まさに官民競争入札でやればちょうどよい、ぴったり合うような業務ではないかというのは、恐らくほかの委員も皆さん、そんな感触を持っていらっしゃると思います。

そこで、できないという理由で言われるのが条約の話なのですが、全国的体系の維持、セーフティーネット、そして、地理的な区分で適切な数があるというふうなところで、ぎりぎり詰めていってはいかがと思います。そうでなければ全然やらないという話になるのではなくて、地方部については私も無理だと思いますけれども、都市部において幾つ要るかというところは、やはり政策判断が入ってくると思います。そのときに、公務員でやることを絞って、あとは全部民営化しなければいけないとまでこちらは言っているわけではないので、公務員で条約上必要な数は幾つかやるという御判断があつて、地方部はともかく都市部については、その政策判断をした上で、まさに官民競争入札にかける余地は

やはりあるのではないかと思います。

つまり、条約の、各地理的区域について十分な数、便利な位置、全国的な体系のセーフティーネットという中で、幾つ都市部に本当に要るかという、判断ができるのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

生田総務課長 地方につきましては、今、おっしゃいますように、大分、離れた場所だと使えませんので、片道2時間ぐらいというのを目安にやっております。

都市部につきましては、結局、所のマネジメント範囲の問題になってきます。ですから、余りにもたくさんの方の対応を一つの箱の中でやるというのはどこまでできるのかというのが、さまざまな角度からあります。まず、施設の確保ができるのかという問題から始まります。

小幡委員 ですから、それは民間委託でなくして、完全に民営化して、国としてやらないという話ではないのです。

生田総務課長 先ほどの話の繰り返しで恐縮なんですけれども、仮に民間にセーフティーネットとしてのハローワークを委託するとしますと、それは最低限のセーフティーネットとしてのものでなくなってしまうので、一つ閉じるのだったら、それは閉じただけになっているんです。私どもの考え方はそうになってしまうということでございます。

落合委員長 しかし、このネットワークも、条約の3条2項で再検討といいますが、レビューが必要であるということがありますね。そのレビューの中で、適切な範囲内で縮小する、拡大する、あるいは民間委託を拡大するというようなことは可能なのではないんですか。

生田総務課長 ハローワークの配置だとかにつきましては、確かに労働市場がどんどん変わっていきますので、企業が多いところだとか、住民の方が多いところについてはハローワークを増やすという、最近はほとんど認められませんが、そういう選択肢も一部ありまして、基本的には縮小していくという方向でございます。

減る一方なので、そういう中で、この所について丸々民間委託にするということにつきましては、先ほど申しました、例えば雇用保険の問題もございすし、あとはセーフティーネットとして最低限のものという整理でございますので、それについては条約の規定を満たさないといけないというふうに義務付けられているものですから、そうしますと、民間委託するんだったらやめてしまうという判断にしかありません。

落合委員長 それから、条約なんですけど、9条の1項ですけども、これは「public officials」になっていますけれども、onlyというのが付いていませんね。つまり「public officials」だけで構成しなければいけないという文言にはなっていないで「public officials」で構成されるべきだというだけですので、文言の解釈上はonlyがあれば公務員だけで構成しなければいけないという解釈になるでしょうけれども、その辺のところ、今のお話を伺っていると、言わばonlyという言葉がある趣旨として9条1項を解釈しているんだということでしょうか。

生田総務課長 私も、英文は余り詳しくないんですけども「shall be composed of public officials」ですので「public officials」で構成されなければならないというふうに私どもは理解いたしております。

その上で、この条約がカバーする業務につきましては、限定的に読めばいいのではないかとということで、20ページの6条の中で、こういう業務については条約がカバーしないといけないということが書いてありますけれども、この6条は(a)と(b)に分かれておりまして、(a)の方が全国的に適用される規定に従って次のことを行わなければならないということで義務的な規定になってございまして、次のページの(b)の方は、適当な措置を取らなければならないということで、適当でいいということでございます。

(b)については、条約上は考え方としてはいろいろ配慮しなければいけないんですが、ぎりぎり言うと、そんなに意識しなくてもいいのではないかとということでございます。この(a)は義務になってございまして、この(a)の義務の中で(i)、(ii)、(iii)と分かれております。(iv)は余り大したことは書いていないので省略しますけれども、(i)では求職受理のことが書いてございまして、(ii)が求人受理のことが書いてございまして、(iii)が職業紹介のことが書いてございます。ですから、この三つは、やはり条約上は難しいというふうに解釈いたしまして、今「市場化テスト」にも臨んでいます。できるだけ幅広く「市場化テスト」にかけられるようにということで対応しております。

落合委員長 onlyがないから、少し柔軟に解釈できるのではないかとすることを恐らく補強するものとして考えられるのは1条の2項で、こういう職業安定組織というのは公的、あるいは私的な団体と必要な協力をして行わなければいけない。

だから、ここは明らかに民間団体による協力というものも、この条約は明示的に認めておいて、排除しているものではないという辺りを考えていくと「public officials」だけで構成しなければいかぬという解釈は当然には出てこないような感じがしますが、これはいろいろな解釈があるでしょうが、そういう感じを私は持ちました。

生田課長、どうぞ。

生田総務課長 この規定につきましては、以前からございまして、最近、民間の職業紹介所につきましては、最新の条約は181号条約というものができたんですけども、そこでは民間の活躍を最大限認めるということを前提に、公的機関と連携するという規定もございまして。

日本の職業安定法も、そういう動きに併せまして、官民の連携規定というものをつくりまして、実際にハローワークが職業紹介をするんですけども、民間のいろいろな機関とは充分連携してやっていくんだという姿勢は明確にしております。それは、ハローワークの業務を民間委託するんだということと必ずしも同義ではない。ILO条約があるものだから、そういうふうに考えておりまして、最大限の連携をしようということで望んでおります。

落合委員長 それは恐らく、連携の範囲がどこまでかということは条約の解釈、あるいは

はその国の政策の問題になるかと思います。

小林委員、どうぞ。

小林委員 私も、各委員が言われたことに賛成なんです。

教えていただきたいのが、10ページの一番下に「『OECD雇用戦略』(Jobs Strategy)」というのがありますね。そこで「3つの基本的機能は統合されるべき」という勧告がなされているということで、その基本的考え方では、雇用保険と職業紹介を一体的に実施するということが書かれていて、この3つの機能というのは、本当に連携してやることによって人的な資源を社会的に有効に活用することができるというふうに思うんですね。

そうすると、私の疑問は、今「市場化テスト」の導入ができると御判断なさった部分と、今、できないと御判断なさっている部分の切り分けは、このILO法だとおっしゃるのかもしれないけれども、一体、このジョブ戦略の趣旨をどういうふうにお考えになっているのか。

それで、今、2段構えになっているといいますか、こちらはできるけれどもというところと、どういう切り分けをなさっているのかということを確認したいと思います。

生田総務課長 この「OECD雇用戦略」自体は、基本的な方針として職業紹介と、雇用保険の給付と、雇用対策事業の指導ですけれども、障害者雇用対策支援等を一体的にやった方が効果があるということでございまして、そういう手法をできるだけ取るべきだという御指摘でございます。

そういう観点からしますと、例えば人材銀行で、今回、対応させていただいていますから、雇用保険受給者の方で管理的な仕事についていらっしゃるような方についてどう対応するかというときに、一般のハローワークでセーフティーネットとしての職業紹介を打つという余地は相変わらず残すわけですけれども、人材銀行という機関を使って就職されるということは、長い目で見ていいことで、専門的、管理的な仕事に就かれることはいいことですので、ハローワークにこだわらずに、そういう人材銀行を使っていただくということで構わないのではないかと整理です。

これは、民間の紹介所を使っていただくのと同じ整理でございまして、民間の紹介所で高度な仕事についてあっせんされていますけれども、それを排除するのは、結局、本人にとってはマイナスでしょうから排除しませんが、ただ、最低限、本当にやる気がないときだけはハローワークで、その給付について適性を担保するための職業紹介を打ったり、給付制限をかけたりするという余地は残しておこうという意味でございまして、全く民間の紹介所に職業紹介を委ねると同じように、人材銀行に職業紹介を委ねるというふうに割り切ってしまうというのはこの部分でございます。

それから、雇用指導との関わりでは、職業紹介を打つときに、セットでやった方が効率的に決まっているんです。これは絶対そうなんですけれども、ただ、そこは人材銀行の職業紹介というのは「市場化テスト」の過程では完全に民間委託になってしまいますので、

そうすると、事業の指導はできないんですが、そこは割り切ってあきらめるしかないという考え方です。

ですから、我々からすると、若干、気になるところではあるんですけども「市場化テスト」という大きな政策課題ですから、最大限努力するという考え方でございます。

落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 今の、指導するとか、やる気がないという判断をしなければいけないところなんですけれども、やる気がないかどうかというのは公務員でなければ判断できないんですか。そこをお聞きしたいんです。

生田総務課長 雇用保険のやる気があるかないかの判断につきましては、判定された相手方の考え方も勿論ありまして、どういうふうにとらえられるかというのがあります。

雇用保険の給付のおもしろいところは、客観的事実だけでなかなか判断できないというところで、実際に内心の意思を探らないといけないというところが非常に大きな特徴です。

ですから、実際にやりとりの中でやる気がないということの判断をするというのは、非常にマニアックなことを申しますけれども、例えば表情の変化だとかで突っ込みを入れて認定しないということも現実起きておりますので、そういったことを公務員以外の方がされることについてどういうふうに判断されるかというのは一つあります。

もう一つは、やはり職業紹介と一体的にやるということで、ILO条約にまた巡り巡って戻ってくるところもありますが、全国ネットワークの職業紹介につきましては、ILO条約上公務員がやるという仕切りになっているのと、一体的に失業の認定をするということになると、やはり同じ組織の人間でやった方がやりやすいのではないかというふうな判断もされます。

落合委員長 まだまだ御議論はあるかと思えますけれども、予定の時間を超過しましたので、これで厚生労働省職業安定局及び労働基準局からのヒアリングを終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(厚生労働省職業安定局、労働基準局関係者退室)

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局関係者入室)

落合委員長 それでは、引き続きまして、厚生労働省雇用均等・児童家庭局から、女性と仕事の未来館などについてお伺いをしたいと思います。厚生労働省雇用均等・児童家庭局の安藤雇用均等政策課長、どうかよろしく願いいたします。

時間が5分ということなので、公共サービス改革法に焦点を絞る形でお願いいたします。

安藤雇用均等政策課長 厚生労働省の雇用均等政策課長をしております安藤と申します。よろしく願いいたします。

まず、お手元に「女性と仕事の未来館運営事業について」という横長の資料をごらんいただきたいと思います。お時間がございませんので、ざっと事業内容から説明を申し上げます。

1ページを見ていただきまして、女性と仕事の未来館というのは、働く女性や働きたい

女性を広く支援するための事業を総合的に展開するための事業拠点といたしまして平成12年度から開業しているものでございます。女性が健康で、かつ、その能力を十分に発揮して働くことができるようにサポートして、働く場での女性の地位の向上を促進するというものでございます。

具体的には、女性の能力発揮や心身の健康維持に係る相談事業ですとか、女性の転職、再就職、起業、その他、女性が働くことを支援するセミナーを開催する能力発揮事業、女性が働くことについての歴史や資料をまとめた常設展示ですとか、ときどきの企画展示を行いまして女性の職業意識の啓発を図るという展示事業、女性の能力発揮や健康維持、法律知識などの強化を支える情報発信事業、それから、ライブラリー事業、そのほか、女性団体や女性グループなどとの事業共催や活動上の課題解決をサポートする交流事業といったようなことを行っております。

なお、こうした事業を通じまして得られた情報ノウハウは、地方自治体、または全国の女性センターなどに提供しまして、そこでの事業展開に役立ててもらおうといったような形で、センター・オブ・センターズとしての役割も担っているところでございます。

2ページでございますが、この事業は、現在、財団法人女性労働協会に随意契約で委託しているところでありますが、事務局体制、事業の実施状況、予算等につきましては、2ページ、3ページに出ておりますので割愛させていただきます。

4ページ目ですけれども「4 事業の必要性」でございますが、人口減少の局面を迎える中で、活力ある社会を維持していくというためには、女性が持っている意欲・能力を伸ばして十分に発揮して働くことができるような環境整備をするということが急務でございます。

一方、現状では女性はまだまだ男性に比べ、職場でも家庭責任といった側面でもハンデが大きくて、十分、能力発揮ができる状況にはございませんし、健康の面でも、働く上で心身ともにトラブルを抱えることが多いわけでございます。そのような中で、政府でも「女性の再チャレンジ支援プラン」をまとめたところでございまして、さまざまな分野への女性のチャレンジ支援の強化が求められている。

また、この事業は男女雇用機会均等法第2条に、国は法の理念に従い、女性労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならないとされていることなどを受けたものでございまして、国として行う必要性があると考えております。

また、地方公共団体の女性関連事業の底上げというような役割も担っているところでございます。

5ページ目でございますが、民間競争入札の対象とするということについての考え方としてまとめております。

そもそも、この事業は労働という分野での女性の地位の向上を目指すという、まさに戦後一貫して女性労働行政が目指してきた政策目標を実現するための事業でありまして、こうした事業の性格上、女性が働く上での課題を解決するノウハウを有し、女性労働問題の

歴史や今日的な課題について精通している、また、これを国の内外に発信しながら女性団体や地方公共団体とも広いネットワークを持ってセンター・オブ・センターズとしての役割を果たしていく、関係諸団体からも信頼を得ながら事業を実施していくということが必要であったという中で、女性労働協会に随意契約という形でやっているわけですが、この女性労働協会というのは昭和 27 年に発足して以来、女性労働に関する調査研究や啓発事業を始めといたしまして、非常に幅広い事業を行って来て、こうした問題には極めて精通していたことや、全国の自治体、女性団体等の関係団体とのネットワークも持っていたわけでございます。

そうしたことを勸案いたしまして、随意契約という形にしておりましたけれども、昨今の公共調達の適正化の流れを受けまして、昨年度から検討を重ねまして、透明性、公正性、それから事業の質というものを同時に確保しながら、効率性も追求する手段として、来年度の実施分から企画競争入札に移行するというにいたしましたわけでございます。

もう一つの事業に移りますが、女性の能力発揮促進事業の方でございます。

この事業でやってございますのは、女性が能力発揮しやすい職場環境をつくるために、企業に対しましてポジティブアクションの普及促進を図るということを目的に、企業に対して具体的なノウハウを提供するというのをやっております。

「1 ポジティブアクションとは」ということでまとめておりますが、これは固定的な性別役割分担やこれまでの男女差別的な雇用管理の中で、事実上、生じている男女間の格差というものを早く解消していくために個々の企業はさまざまな取組みをしていくというものでございまして、平成 11 年に施行されました改正均等法の第 20 条に、国は、かかる企業の取組みについて、相談その他の援助を行うことができるというふうになっております。ポジティブアクションについては、政府の「子ども・子育て応援プラン」においても、取組企業割合について現在 29.5% というものを平成 21 年度までに 40% にするというような目標値も設定されておりました、また、さきの通常国会で均等法がもう一度改正されましたけれども、その際の附帯決議では「事業主に対する援助を特段に強化すること」というような御意見もちょうだいしているところでございます。したがって、国として事業を行う必要性が高いと認識しております。

2 ページ目でございますが、2 番目は、このような女性の能力発揮促進事業につきましては、そういった事業主に対する援助を行うための事業で、ポジティブアクションの規定が初めて法律に入りました平成 11 年度から始めたものでございます。セミナー等でのノウハウ提供や、情報収集・提供、更にはポジティブアクションの一環としてのセクシュアルハラスメントの防止についての取組みに対しまして、雇用管理上のノウハウの提供を行っております。

具体的な事業内容、あるいは実施体制、それから、事業実績につきましては、3 ページ、4 ページに出しております。

5 ページにまいりまして「5 事業の必要性」ということでありますが、冒頭申し上げ

ましたような法律上の根拠や、政府としての目標に加えまして、現状を見ますと、日本の女性の労働力率は諸外国と比較しても低い。出産等を機に7割が離職するような実態がございます。

また、女性の学歴構成は男性に比べて遜色なくなってきたにもかかわらず、管理職比率もまだ低いというような実態があります。

落合委員長 済みません、時間が来ていますので、この業務を公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の対象にするのかしないのかについての御見解をお願いいたします。

安藤雇用均等政策課長 競争入札の対象にすることを考え方でございますが、9ページでございます。

現在、21世紀職業財団に、随意契約により委託しておりますけれども、これもまたさまざまな要件を考えまして、そのような条件を満たす唯一の団体である、言ってみれば均等法とともに育ってきた財団でありました。セクシュアルハラスメントも、ポジティブアクションも、世の中に全くなじみのない概念であった時代に始まった事業でございましたので、この21世紀職業財団に随意契約で業務を委託してきたということでございますが、これもまた、昨今の公共調達適正化の流れを受けまして、昨年度から省内挙げて検討を重ねました結果、透明性、公正性、それから、事業の質を同時に確保していくという観点から、企画競争入札に移行するというふうにしたところでございます。

今回も、この基本方針の策定に関する要望において、ほかの民間が参入できないという御指摘がございましたけれども、来年度実施分から競争的な手法で意欲・能力のある他の民間主体につきましても十分参入可能となることから、御要望の趣旨にはお答えできるものと見ております。

落合委員長 わかりました。ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見・御質問をお願いいたします。

逢見委員、どうぞ。

逢見委員 平成19年度から、二つとも企画競争に移行するというご説明でした。随意契約見直し計画の中で、両方とも一般競争入札等に移行するために準備を要するということが書いてありますが、その準備がどのぐらい必要なのでしょうか。

それから、将来的には一般競争入札に移行するという計画があるのかも伺いしたいと思えます。

安藤雇用均等政策課長 厚生労働省の随意契約の見直し計画ですけれども、平成18年の6月にとりまとめられたものでございます。

計画自体は、17年度から検討を始めていたものでございますが、その中で、真にやむを得ないものを除いて一般競争入札に移行するというふうにしたわけですが、その計画がまとまった時点では既に18年度に入っていたというのが実態でございます。私どもの方針がまとめられたのも18年度に入っている話ですから、そうなりますと、私どもの事業というのは年度を通じて、4月から翌年3月までやっていくものですから、その時点での

18年度事業については、実施についての方針はもう決まっておりますので、そういう意味で19年度から移行するというところでございます。

同じような事業につきましても、移行するための準備期間を要するとして、19年度から実施しているものもほかにあると思いますし、その計画の一般競争入札等というのは企画競争も含むというふうに私は聞いております。

それと、一般競争入札に移行する計画はあるのかということでございますけれども、そのような経過の中で、まずは企画競争ということで、業務の質をはかる基準みたいなものについて、価格との関係においてどういうふうに検証していくかについては、私どもも企画競争は既に始めておりますけれども、もう少し検証が必要かなと思っております。

具体的な計画は、現在有しておりませんが、そういったものが検証されれば、まるきり価格だけというのは適さないかなと思いますけれども、総合評価方式であれば一般競争入札に移っていく可能性はあるのかなと思っております。

落合委員長 逢見委員、どうぞ。

逢見委員 済みません、事務局に伺いますけれども、企画競争は一般競争入札に含まれるんですか。

堀内企画官 企画競争は随意契約でございますので、一般競争入札には含まれません。

落合委員長 小林委員、どうぞ。

小林委員 今のことにも関係するんですけれども、両方とも、この異なる財団法人に委託されていますね。そのときに、要件が一応書いてあって、これらの要件を満たす唯一の団体であるというふうに判断なさっているんです。その唯一の団体であると判断なさったという根拠を伺いたいということ。

それと、今、事務局の方から企画競争は随意契約だというふうにコメントがありましたけれども、企画競争のプロセスについて、どのようにやるのかということをお考えになっているのかをお伺いします。

安藤雇用均等政策課長 唯一の団体だというふうに判断したというのは、冒頭も未来館の方は申しあげましたけれども、そういった、例えばセンター・オブ・センターズとしていろいろな女性団体なり、地方公共団体との間に信頼関係、ネットワークがあって、しかも、まさに戦後一貫してやってきた女性労働問題について深く精通しているというようなこと。それから、それまでに数々の調査研究もこなしてきている。そういった団体がほかにあるかといいますと、それはなかったということで判断して、随意契約にしていたというものでございます。

それから、21世紀職業財団の方は、均等法ができましたときに、それまで普通だった男女別雇用管理を変えなければいけないということで、企業の方からもそういったノウハウを提供する団体をつくってくれということで基金をいただきましてつくられた団体でございます。

そうした中で、ポジティブアクションに関しましては、平成11年に全くなじみのない話

が法律によっていきなり出てきたわけで、これを広く普及しなければいけないというときに、概念すらもよくわからないというものを、法の趣旨も踏まえながらきちんとやっていく。しかも、全国展開できるというような団体はほかになかったというような判断でございいます。

ただし、それにつきましては、私どももこの公共調達適正化の流れの中で、今の時点でそれが唯一の団体かと言えるかといいますと、それははっきり言ってわかりませんので、そういった状況の中では、これは企画競争入札にしていこうというふうに判断をしたところでございます。

その企画競争入札が随意契約ということでございますけれども、それは承知しておりますが、一般競争入札等ということで、随意契約の見直し計画の方ではまとめているところでございますし、関係省庁で行いました公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議の中でも、その見直しの方向性といたしまして、総合評価方式による一般競争入札、それから、企画競争という形で、随意性のある契約から随意性のない契約方式に変えていくというような形で並べられていたかと思えます。

それと、何でしたか。

小林委員 企画競争入札のプロセスについてです。

安藤雇用均等政策課長 実は、私どもも既に企画競争入札を始めておりまして、昨年度からやっております。

今回も考えておりますのは、まず、勿論、応募者は公募いたしますし、仕様書ですとか評価基準につきましては、外部、第三者の意見もお伺いしながらつくっていく。そして、選定委員会には外部有識者をまぜてやろうと思っております。

今年度やりましたのも、そういった中でプレゼンテーションを実施して、客観的に点数を付けてやりまして、決まったことについては評価結果も公表するというような形でやっております。そういった形で事業の質や専門性と同時に、公正性、透明性、客観性をしっかり確保していきたい。言ってみれば、そういったノウハウを既に蓄積を始めているというところがございますので、この2事業につきましても、そういった流れの中で対応していきたいと思っております。

落合委員長 吉野委員、どうぞ。

吉野委員 この女性労働協会と、21世紀職業財団というところには、お役人のOBは何人ぐらいいますか。

安藤雇用均等政策課長 OBの切り方というのはなかなか難しいんですけども、少なくとも役員クラスというような感じでよろしゅうございますか。

中には、若いころにお辞めになって、しばらく家庭に入っておられた方がもう一回、そちらの方に就職されたというような一般職員の方もおられますけれども、そういうことでよろしゅうございますか。

吉野委員 結構です。

安藤雇用均等政策課長 21世紀職業財団の方が、役員数が15人で、所管官庁出身者数が2名です。

女性労働協会が、役員数が14名で、所管官庁出身者数が2名ということになっております。

吉野委員 今、昔の話をなされたんですけども、その昔、頑迷固陋な日本の社会の中で、こういう組織の意味があったというのはわかりますけれども、理想は、こういうものがなくなることがいいんでしょう。この運動のそれぞれの未来館事業何とかとかか言っていましたけれども、こういうものがなくなって済むのだったら、それが一番いいわけですね。

安藤雇用均等政策課長 勿論、こういった差別というのもあれなんですけれども、根っこにあるのはそういった問題でございますので、そういったことをしなくてもよくなる社会というのが一番理想だと思います。

ただ、さはさりながら、日本よりもずっと以前にそういったことに対して政策を打ってきた国におきまして、いまだに実態的にはそういったことをなくすということができないというのも現状でございますので、日本社会ではまだまだそれは必要なことかなと思っております。

吉野委員 もし、なくすのが理想だとすれば、そのためには、こういう仕事を民間にどんどん開放して入ってきてもらってやる方が効率的だとは思いませんか。

安藤雇用均等政策課長 私どもも、そういった実態を踏まえて、今回、企画競争入札にしていくということでございます。

吉野委員 つまり、あなた方が引いていくということですね。

安藤雇用均等政策課長 といいますか、もともと、協会も財団も、私どもとしては民間団体だと認識しておりますので、それは国として何か面倒を見なければいけないといいますが、そういった団体だというふうには思っておりません。

落合委員長 まだいろいろ御意見・御質問があるかと思えますけれども、予定の時間を超過しましたので、これで厚生労働省雇用均等・児童家庭局からのヒアリングを終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局関係者退室)

落合委員長 それでは、本日のヒアリングで御質問できなかった点は多々あるかと思いますが、それにつきましては事務局に御連絡願います。事務局から各省に問い合わせを行うなど、必要な対応を取るということにいたします。また、その結果につきましては、委員間で情報を共有できるようなことを考えていきたいと思っております。

それでは、本日の監理委員会は、これで終了いたします。次回は10月6日9時45分から開始し、引き続き各省からのヒアリングを実施する予定であります。